

第13回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月27日(火曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

開催場所

東京都江東区豊洲五丁目6番36号
株式会社ミライト・ワン 7階会議室
(末尾に記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

決議事項

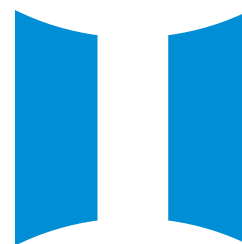
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)14名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

株式会社ミライト・ワン

証券コード：1417

株主総会資料の電子提供制度 導入に伴う当社の対応

会社法の改正により、全ての上場会社において株主総会資料をインターネット上で提供することが義務化されました。当社では、制度導入初年度の対応として、前回までお送りしていたものと同等の情報を書面でお送りいたします。次年度(2024年)以降は、送付書面の見直しを検討することから、今後も書面の送付が必要な場合は書面交付請求のお手続きが必要となります。(既にお手続き済の株主さまは、重ねてお手続きいただく必要はございません。)



MIRAIT
ONE



インターネットまたは郵送による
議決権行使期限

2023年6月26日(月曜日)
午後5時30分まで
(詳細は5～6頁をご参照ください)



ごあいさつ

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年7月、(株)ミライト・ホールディングス、(株)ミライト、(株)ミライト・テクノロジーの3社が統合し「(株)ミライト・ワン」が発足し、初めての株主総会を迎えることとなりましたので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

ミライト・ワン グループは、事業を通じて、お客様や社会の持続的な発展に貢献し企業価値の向上に努めてまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2023年6月1日

代表取締役社長 中山 俊樹

未来実装力。



MIRAIT
ONE

Purpose (存在意義)

技術と挑戦で「ワクワクする未来」を共創する

Mission (社会的使命) 意識するステークホルダー

- お客様の期待にお応えし、豊かな社会の実現に貢献する **顧客**
- 常に技術とビジネスモデルを磨き、高い付加価値を創造する **株主・投資家**
- パートナー会社と協力し合い「未来のインフラ」を創り守り続ける **パートナー**
- 多様な社員がいきいきと働く「魅力的な企業グループ」であり続ける **社員**
- サステナビリティとコンプライアンスを重視し、社会の信頼に応える **社会全体**

株主各位

証券コード 1417

2023年6月9日

(電子提供措置の開始日2023年6月1日)

東京都江東区豊洲五丁目6番36号

株式会社ミライト・ワン

代表取締役社長 中山 俊樹

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第13回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://ir.mirait-one.com/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(当社名又は証券コード[1417]を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。)

株主の皆様におかれましては、インターネット又は郵送による事前の議決権のご行使及びライブ配信でのご視聴も含めて、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

事前にご行使いただく際は、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいます。2023年6月26日(月曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

6頁に記載の「インターネットによる議決権行使」をご確認のうえ、議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

記

1. 日 時 2023年6月27日（火曜日）午前10時

2. 場 所 東京都江東区豊洲五丁目6番36号
株式会社ミライト・ワン 7階会議室
(末尾に記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

3. 目的事項

報告事項

1. 第13期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び
監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第13期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）14名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集に当たっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として委任するに限られます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
- (2) インターネットと郵送により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (3) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

以 上

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。従って当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した対象書類の一部であります。

- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日会場では空調や照明などの節電を実施させていただく予定としております。ご不便、ご迷惑をおかけすることになりますが、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

【ご来場いただく株主様へのお願い】

- ◎ 株主総会にご出席される際は、株主総会開催日現在のご自身の健康状態をご考慮のうえ、ご来場くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会会場付近に、株主様のためのアルコール消毒液を設置いたします。
- ◎ 検温により発熱症状等がみられる場合には、株主総会会場へのご入場をお断りすることがございます。
- ◎ 株主総会会場においては、座席間隔を広くするなどの基本的な感染防止対策を講じさせていただきますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当社の役員及びスタッフはマスク着用にて対応させていただきます。
- ◎ 株主総会の議事は、例年より時間を短縮して行う予定です。
事業報告等につきましては、本株主総会に先立ち、当社ウェブサイトにて動画配信を行います。
- ◎ 株主総会の模様は、ライブ配信いたします。
また、株主総会終了後に当社ウェブサイトにて事後配信もいたします。
- ◎ 株主総会ご出席株主様へのお土産及び株主総会終了後の株主懇談会のご用意はございません。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://ir.mirait-one.com/>) にてお知らせいたします。



インターネットによる議決権行使

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによりのみ実施可能です。
行使期限：2023年6月26日（月曜日）午後5時30分まで



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。

議決権行使書用紙の副票(右側)

議決権行使書 〇〇〇株式会社 御中 株主総会日 議決権の数	議案 原案に賛する賛否 第1号 賛 否 第2号 賛 否 第3号 賛 否	原簿記載のご所有株式数 株数 〇
-------------------------------------	--	---------------------

※議決権の数に1単位ごとに1票となります。

私は上記議決権の全部株式数（議決権または議決権の割合を含む）の議決権に賛否を記載し、右記「賛否」欄で承認したものとみなし、議決権行使を行います。

「ログイン用QRコード」はこちら

ログイン用QRコード
5432-8876-2358-9876
123456

〇〇〇株式会社

同封の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ることで、ログインいただけます。



ログイン後は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使サイト
〇〇〇株式会社

議決権行使方法の選択
本「議決権行使書」を印刷して
議決権行使期限：〇〇年〇〇月〇〇日
行使できる議決権の数：1000

当社は、株主様がこの画面の手続きにしたがって議決権を行使することを承認いたします。ご入力する賛否のボタンを選択して承認画面におすすみください。

会社情報と全ての議案が承認される場合

議決権行使の承認について個別に賛否を入力される場合

賛否の選択へ

賛否の行使開始へ

議決権行使

議決権行使の完了



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>



1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

MUFG 三菱UFJ信託銀行

株主総会に関するお手続きサイトへようこそ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行証券代行部

三菱UFJ信託銀行 ホームページ
(請用紙等のご請求) 本サイトを利用し、株主総会に関するお手続きをされる場合、必ず事前に「本サイト利用規定」および「本サイト利用ガイド」をご覧ください。

本サイト利用規定
本サイト利用ガイド

上記記載内容をご了承される場合は、右の「次の画面へ」をクリックしてください。

お問合せ先

「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」を選択してください。
(4桁区切りで入力してください)

ログインID (半角)

パスワード
または仮パスワード (半角)

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在登録されているパスワードをご入力の上、「パスワード変更」を選択してください。

ログイン

パスワード変更

「ログイン」をクリック

3 「現在のパスワード」と「新しいパスワード」、「新しいパスワード(確認用)」を入力

現在のパスワード (半角)

新しいパスワード (半角)

新しいパスワード(確認用) (半角)

送信

<<ご注意ください>>
新しいパスワードは8文字以上16文字以内で、英字、数字、記号の3種類を全て含めて半角で入力してください。
利用可能な記号は、以下の通りです。
! # \$ % * + - . / : ; = @ [] ^ _ ` { } ~

「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

システム等に関するお問い合わせ(ヘルプデスク) 三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部
0120-173-027 (通話料無料) 受付時間：午前9時から午後9時まで

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、業績や配当性向などにも配慮しつつ、安定的・継続的に配当を行うことを基本方針としております。また、内部留保資金は、今後の財務体質の強化と企業価値を高めるための事業展開に活用することとしております。

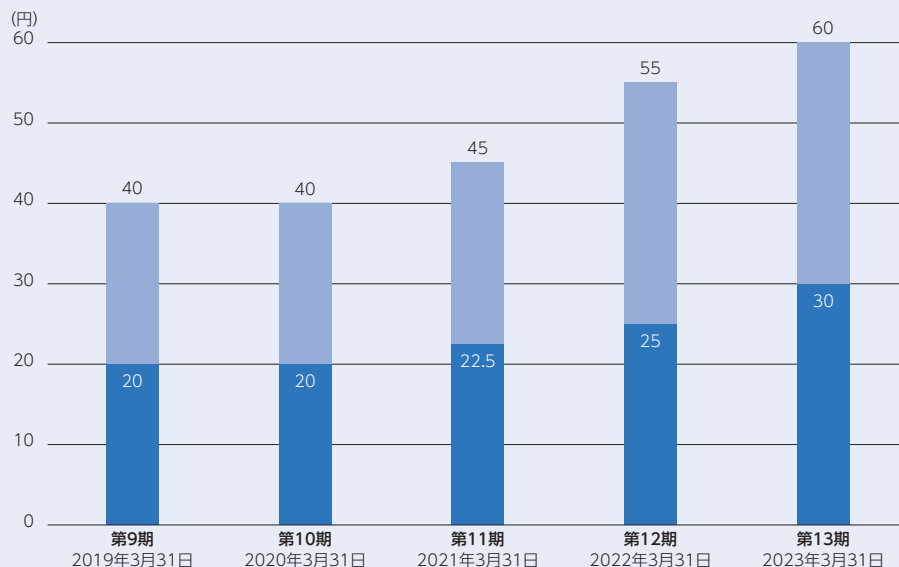
このような方針のもと、剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。これにより中間配当金1株当たり30円を含めた年間配当金は1株当たり60円となります。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類	金銭
② 配当財産の割当に関する事項 およびその総額	当社普通株式1株当たり 30円 総額 2,886,323,310円
③ 剰余金の配当が効力を生じる日	2023年6月28日

(ご参考)
1株当たり
配当金の推移

■ 期末配当金
■ 中間配当金



第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)の施行に伴い、上場会社は、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合、定款に定めることにより、場所の定めのない株主総会(いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」)を開催することができることとなっております。

当社といたしましては、今後、感染症の拡大や天災地変の発生等により、株主総会を開催する時点においてもその影響が継続しているか、継続していることが合理的に予測される場合には、株主様の健康や安全に配慮いたしますと、場所の定めのある株主総会を開催することが適切とは言えない場合があります。と考えており、感染症の拡大や天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが株主様の利益にも照らして適切でないとして取締役会が決定したときは、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう、現行定款第13条(株主総会の招集)について所要の変更を行うものであります。

なお、当社は、2023年3月10日付で定款の変更に必要な産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第66条第1項に基づく経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更箇所になります。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p><u>2 当会社の株主総会は、感染症の拡大または天災地変の発生等の不可抗力により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないとして取締役会が決定したときには、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）14名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）14名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）14名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、指名・報酬委員会において審議しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の地位	出席回数／取締役会
1	なかやま 中山 俊樹	としき 再任	代表取締役	22回／22回 (100%)
2	とおたけ 遠竹 泰	やすし 再任	代表取締役	22回／22回 (100%)
3	たかはし 高橋 正行	まさゆき 再任	取締役	13回／13回 (100%)
4	みやざき 宮崎 達三	たつみ 再任	取締役	13回／13回 (100%)
5	たかや 高屋 洋一郎	よういちろう 再任	取締役	13回／13回 (100%)
6	わきもと 脇本 祐史	ひろし 再任	取締役	13回／13回 (100%)
7	みつや 三ツ矢 高章	たかあき 新任	-	-
8	いがらし 五十嵐 克彦	かつひこ 再任	取締役	22回／22回 (100%)
9	おおはし 大橋 大樹	ひろき 再任	取締役	13回／13回 (100%)
10	たかぎ 高木 康弘	やすひろ 再任	取締役	13回／13回 (100%)

候補者 番号	氏名		現在の地位	出席回数／取締役会
11	ば ば 馬場 千晴	再任 社外 独立	取締役	22回／22回 (100%)
12	やま もと 山本 眞弓	再任 社外 独立	取締役	22回／22回 (100%)
13	かわら たに 瓦谷 晋一	再任 社外 独立	取締役	22回／22回 (100%)
14	つか さき 塚崎 裕子	再任 社外 独立	取締役	13回／13回 (100%)



再任

生年月日

1958年1月29日生

所有する当社株式の数

17,548株

取締役会への出席状況

22回/22回 (100%)

候補者
番号

1

な か や ま と し き
中山 俊樹

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2011 年 6 月 日本電信電話株式会社新ビジネス推進室長
- 2012 年 6 月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (現 株式会社NTTドコモ) 執行役員フロンティアサービス部長
- 2013 年 7 月 同社執行役員ライフサポートビジネス推進部長
- 2014 年 6 月 同社取締役常務執行役員スマートライフビジネス本部長兼 ライフサポートビジネス推進部長
- 2015 年 6 月 同社取締役常務執行役員スマートライフビジネス本部長
- 2016 年 6 月 同社代表取締役副社長
- 2018 年 6 月 株式会社ミライト・ホールディングス (現 当社) 代表取締役副社長
株式会社ミライト (現 当社) 代表取締役社長
- 2020 年 6 月 株式会社ミライト・ホールディングス (現 当社) 代表取締役社長
- 2021 年 6 月 同社代表取締役社長 兼 新グループ設立準備室長
- 2022 年 4 月 同社代表取締役社長 兼 新グループ設立準備室長
兼 新組織設立準備室長
- 2022 年 7 月 当社代表取締役社長 (現在)

取締役候補者とした理由

中山俊樹氏は、通信業界における豊富な経営経験をもとに、当社代表取締役社長としてグループ全体の経営を統括する立場で企業価値向上に向けて指揮し、強いリーダーシップを発揮して経営改革や新ビジネス開拓を推進しております。同氏の人格・見識および経営能力が優れていることから、持続的な企業価値向上を目指すためには当社にふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者としております。



再任

生年月日

1961年6月29日生

所有する当社株式の数

9,017株

取締役会への出席状況

22回/22回 (100%)

候補者
番号

2

と お た け や す し
遠竹 泰

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2009 年 6 月 西日本電信電話株式会社鹿児島支店長
- 2012 年 7 月 株式会社NTTホームテクノ
(現 株式会社NTTフィールドテクノ) 代表取締役社長
- 2014 年 6 月 西日本電信電話株式会社取締役
設備本部サービスマネジメント部長
- 2017 年 6 月 同社取締役設備本部ネットワーク部長
- 2018 年 6 月 同社常務取締役設備本部ネットワーク部長
- 2019 年 6 月 株式会社ミライト・ホールディングス (現 当社) 取締役
常務執行役員新ビジネス推進室長
株式会社ミライト (現 当社) 取締役
株式会社ミライト・テクノロジーズ (現 当社) 取締役
- 2020 年 6 月 株式会社ミライト・ホールディングス (現 当社) 取締役
株式会社ミライト・テクノロジーズ (現 当社) 代表取締役社長
- 2021 年 6 月 株式会社ミライト・ホールディングス (現 当社) 取締役
新グループ設立準備室次長
- 2022 年 4 月 同社取締役新グループ設立準備室次長
兼 新組織設立準備室
キャリアウエストカンパニー設立準備グループ長
- 2022 年 7 月 当社代表取締役専務執行役員
兼 キャリアウエストカンパニー長
兼 同 事業構造改革推進室長 (現在)

取締役候補者とした理由

遠竹泰氏は、通信業界における豊富な経営経験や電気通信設備関連分野での幅広い見識と経験をもとに、当社代表取締役専務執行役員としてグループ全体の企業価値向上に貢献しており、またキャリアウエストカンパニー長として事業拡大・体制強化を推進しており、同氏の人格・見識及び経営能力が優れていることから、持続的な企業価値向上を目指すためには当社にふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者としております。



再任

生年月日

1960年1月29日生

所有する当社株式の数

12,903株

取締役会への出席状況

13回/13回 (100%)

候補者
番号

3

たかはし まさゆき
高橋 正行

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2006 年 8 月 日本電信電話株式会社
第二部門次世代ネットワーク推進室担当部長
- 2010 年 6 月 株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー
取締役ネットワークサービス事業本部長
- 2012 年 6 月 東日本電信電話株式会社
取締役ネットワーク事業推進本部サービス運営部長
- 2015 年 6 月 株式会社ミライト (現 当社) 取締役常務執行役員
安全品質管理本部長
- 2017 年 6 月 同社取締役専務執行役員
- 2020 年 6 月 同社取締役専務執行役員N T T 事業本部長
兼 西日本本部長
- 2021 年 6 月 同社取締役専務執行役員西日本本部長
- 2022 年 4 月 株式会社ミライト・ホールディングス (現 当社)
専務執行役員新組織設立準備室キャリアイースト
カンパニー設立準備グループ長
- 2022 年 7 月 当社取締役専務執行役員キャリアイーストカンパニー長
(現在)

取締役候補者とした理由

高橋正行氏は、通信業界における豊富な経営経験をもとに、当社取締役専務執行役員としてグループ全体の企業価値向上に向けて指揮し、強いリーダーシップを発揮して経営改革を推進しており、またキャリアイーストカンパニー長として、東日本のキャリア事業の全般を統括する立場で、企業価値の向上に貢献しています。同氏の人格・見識及び経営能力が優れていることから、持続的な企業価値向上を目指すためには当社にふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者としております。



再任

生年月日

1962年1月12日生

所有する当社株式の数

6,585株

取締役会への出席状況

13回/13回 (100%)

候補者
番号

4

みやざき たつみ
宮崎 達三

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2004 年 4 月 西日本電信電話株式会社鹿児島支店宮崎支店長
- 2006 年 7 月 同社ソリューション営業本部
ソリューションビジネス部担当部長
- 2017 年 7 月 株式会社ミライト・テクノロジーズ (現 当社) 執行役員
東京支店長 兼 ソリューション事業本部副本部長
- 2018 年 6 月 同社常務執行役員東京支店長
兼 ソリューション事業本部副本部長
兼 東日本事業部長
- 2019 年 6 月 同社取締役常務執行役員東京支店長
兼 ソリューション事業本部副本部長
兼 東日本事業部長
- 2020 年 6 月 同社取締役専務執行役員
ソリューション事業推進本部長
- 2022 年 4 月 株式会社ミライト・ホールディングス (現 当社)
専務執行役員新組織設立準備室ソリューション
カンパニー設立準備グループ長
兼 みらいビジネス推進本部設立準備グループ長
- 2022 年 7 月 当社取締役専務執行役員ソリューションカンパニー
共同カンパニー長
- 2023 年 1 月 当社取締役専務執行役員ソリューションカンパニー
共同カンパニー長
兼 みらいビジネス推進本部長 (現在)

取締役候補者とした理由

宮崎達三氏は、通信業界における豊富な経営経験をもとに、当社取締役専務執行役員 ソリューションカンパニー共同カンパニー長及びみらいビジネス推進本部長としてソリューション及びみらい分野の営業戦略を統括する立場で、ソリューション事業戦略の企画・推進及び新ビジネス開発推進並びに海外事業の統括を担い、経営基盤の強化に貢献しております。同氏の人格・見識及び経営能力が優れていることから、持続的な企業価値向上を目指すためには当社にふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者としております。



再任

生年月日

1964年11月11日生

所有する当社株式の数

3,003株

取締役会への出席状況

13回/13回 (100%)

候補者
番号

5

たかや よういちろう

高屋 洋一郎

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2008 年 6 月 日本電信電話株式会社新ビジネス推進室担当部長
- 2012 年 6 月 同社新ビジネス推進室次長
- 2015 年 6 月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
第五営業本部長
- 2017 年 6 月 同社取締役第五営業本部長
- 2019 年 6 月 同社取締役第三営業本部長
- 2020 年 6 月 株式会社ミライト (現 当社)
取締役常務執行役員ソリューション事業本部長
兼 東北復興支援推進室長
- 2022 年 4 月 株式会社ミライト・ホールディングス (現 当社)
常務執行役員新組織設立準備室ソリューション
カンパニー設立準備グループ長
- 2022 年 7 月 当社取締役常務執行役員ソリューションカンパニー
共同カンパニー長 (現在)

取締役候補者とした理由

高屋洋一郎氏は、通信業界における豊富な経営経験をもとに、当社取締役常務執行役員 ソリューションカンパニー共同カンパニー長として、ソリューション分野の営業戦略を統括する立場で、ソリューション事業戦略の企画・推進および新ビジネス開発推進を担い、経営基盤の強化に貢献しております。同氏の人格・見識及び経営能力が優れていることから、持続的な企業価値向上を目指すためには当社にふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者としております。



再任

生年月日

1964年3月18日生

所有する当社株式の数

6,028株

取締役会への出席状況

13回/13回 (100%)

候補者
番号

6

わきもと ひろし
脇本 祐史

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2009年9月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (現 株式会社NTTドコモ) フロンティアサービス部担当部長
- 2012年6月 同社企画調整室長
- 2015年7月 株式会社mmbi (現 株式会社NTTドコモ) 取締役
- 2016年2月 同社代表取締役社長
株式会社NTTドコモ
プラットフォームビジネス推進部担当部長
- 2016年7月 株式会社ミライト (現 当社) 執行役員経営企画本部
経営企画部長
- 2020年6月 同社執行役員西日本支店長
- 2021年6月 同社常務執行役員関西支店長
- 2022年4月 株式会社ミライト・ホールディングス (現 当社) 常務執行役員
新組織設立準備室スタッフ組織設立準備グループ長
- 2022年7月 当社取締役常務執行役員総務人事本部長 (現在)

取締役候補者とした理由

脇本祐史氏は、通信業界や(株)mmbiの代表取締役社長及び(株)ミライトでの豊富な経営経験をもとに当社の取締役常務執行役員総務人事本部長として、グループ全体の経営基盤の強化に貢献しております。同氏の人格・見識及び経営能力が優れていることから、持続的な企業価値向上を目指すためには当社にふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者としております。



新任

生年月日

1964年11月15日生

所有する当社株式の数

4,485株

取締役会への出席状況

—

候補者
番号

7

み つ や た か あ き
三ツ矢 高章

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2010 年 7 月 株式会社NTTネオメイト（現 株式会社NTTフィールドテクノ）経営企画部長
- 2012 年 7 月 西日本電信電話株式会社財務部長
- 2015 年 7 月 同社四国事業本部長 兼 愛媛支店長
- 2017 年 7 月 株式会社ミライト（現 当社）執行役員経営企画本部 経理部長
- 2019 年 6 月 同社執行役員経営企画本部経理部長
兼 株式会社ミライト・ホールディングス（現 当社）
執行役員財務部担当部長
四国通建株式会社取締役
- 2022 年 7 月 当社執行役員財務経理本部副本部長（現在）

取締役候補者とした理由

三ツ矢高章氏は、通信業界における豊富な経営経験をもとに、当社執行役員財務経理本部 副本部長としてグループ全体の財務戦略を統括する立場で、グループの財務体質の改善・強化、キャッシュマネジメントなどを担い、経営基盤の強化に貢献しております。同氏の人格・見識及び経営能力が優れていることから、持続的な企業価値向上を目指すためには当社にふさわしい人材であると判断し、取締役候補者としております。



再任

生年月日

1959年5月1日生

所有する当社株式の数

16,507株

取締役会への出席状況

22回/22回 (100%)

候補者
番号

8

いがらし かつひこ
五十嵐 克彦

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2002 年 7 月 東日本電信電話株式会社神奈川支店法人営業部長
2009 年 6 月 同社群馬支店長
2012 年 6 月 同社宮城支店長
兼 東北復興推進室長
2014 年 7 月 株式会社ミライト（現 当社）執行役員NTT事業本部長
2014 年 10 月 同社執行役員NTT事業本部長
兼 東北復興支援推進室副室長
2017 年 6 月 同社取締役常務執行役員NTT事業本部長
兼 東北復興支援推進室副室長
2020 年 6 月 株式会社TTK代表取締役社長（現在）
株式会社ミライト・ホールディングス（現 当社）取締役
2022 年 7 月 当社取締役（現在）

取締役候補者とした理由

五十嵐克彦氏は、通信業界における豊富な経営経験をもとに、当社グループにおいてNTT事業をけん引してきた他、当社の子会社である(株)TTK代表取締役社長として、経営を指揮してきた実績を有しており、また当社取締役としても東北エリアの事業運営を推進し、グループ全体の事業拡大・体制強化に貢献しております。同氏の人格・見識及び経営能力が優れていることから、持続的な企業価値向上を目指すためには当社にふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者としております。



再任

生年月日

1962年5月9日生

所有する当社株式の数

7,983株

取締役会への出席状況

13回/13回 (100%)

候補者
番号

9

おおはし ひろき
大橋 大樹

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2008 年 6 月 西日本電信電話株式会社人事部担当部長
エヌ・ティ・ティ・ソルマーレ株式会社
代表取締役社長
- 2013 年 6 月 西日本電信電話株式会社四国事業本部長
兼 愛媛支店長
- 2015 年 7 月 株式会社ソルコムNTT事業本部副本部長
- 2016 年 3 月 同社常務取締役NTT事業本部長
- 2021 年 6 月 株式会社ミライト・ホールディングス (現 当社)
常務執行役員経営戦略部次長
兼 新グループ設立準備室事務局次長
- 2022 年 6 月 株式会社ソルコム代表取締役社長 (現在)
- 2022 年 7 月 当社取締役 (現在)

取締役候補者とした理由

大橋大樹氏は、通信業界における豊富な経営経験をもとに、エヌ・ティ・ティ・ソルマーレ(株) 代表取締役社長や、当社の子会社である(株)ソルコムの代表取締役社長として、経営を指揮してきた実績を有しており、また当社取締役としても中国エリアの事業運営を推進し、グループ全体の事業拡大・体制強化に貢献しております。同氏の人格・見識および経営能力が優れていることから、持続的な企業価値向上を目指すためには当社にふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者としております。



再任

生年月日

1964年5月31日生

所有する当社株式の数

7,620株

取締役会への出席状況

13回/13回 (100%)

候補者
番号

10

たかぎ やすひろ
高木 康弘

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2006 年 7 月 西日本電信電話株式会社人事部担当部長
- 2008 年 7 月 同社ネットワーク部担当部長
- 2011 年 7 月 同社奈良支店長
- 2014 年 7 月 株式会社NTTフィールドテクノ取締役設備部長
西日本電信電話株式会社人事部担当部長
- 2017 年 7 月 株式会社ミライト・テクノロジーズ (現 当社)
執行役員ソリューション事業本部副本部長
- 2019 年 6 月 四国通建株式会社代表取締役副社長
- 2020 年 6 月 同社代表取締役社長 (現在)
- 2022 年 7 月 当社取締役 (現在)

取締役候補者とした理由

高木康弘氏は、通信業界における豊富な経営経験をもとに、当社グループにおいてソリューション事業の営業推進に取り組んだ後、当社の子会社である四国通建(株)の代表取締役社長として、経営を指揮してきた実績を有しており、また当社取締役として四国エリアの事業運営を推進し、グループ全体の事業拡大・体制強化に貢献しております。同氏の人格・見識および経営能力が優れていることから、持続的な企業価値向上を目指すためには当社にふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者としております。



再任

社外

独立

生年月日

1950年11月15日生

所有する当社株式の数

515株

取締役会への出席状況

22回/22回 (100%)

候補者
番号

11

ば ば ち は る
馬場 千晴

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2005 年 4 月 みずほ信託銀行株式会社代表取締役副社長
- 2007 年 6 月 株式会社ジャパンエナジー（現 ENEOS 株式会社）
監査役（常勤）
- 2012 年 6 月 J X 日鉱日石金属株式会社（現 J X 金属株式会社）
監査役（常勤）
- 2015 年 6 月 株式会社埼玉りそな銀行社外取締役
東北電力株式会社社外監査役
- 2017 年 6 月 株式会社りそなホールディングス社外取締役
[監査委員会委員]
- 2018 年 6 月 株式会社ミライト・ホールディングス（現 当社）
社外取締役
東北電力株式会社社外取締役 [監査等委員]
- 2020 年 6 月 株式会社りそなホールディングス社外取締役
[監査委員会委員長]（現在）
- 2022 年 1 月 同社社外取締役[報酬委員会委員]（現在）
- 2022 年 7 月 当社社外取締役（現在）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

馬場千晴氏は、豊富な企業経営経験と財務会計及びリスク管理や経営全般にわたる幅広い見識を有しており、社外取締役としての役割を果たしております。当社は、同氏の国内外におけるガバナンスに関する知見・見識が、当社グループの経営の監視に適任であり、その役割を期待できることから、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化のため、引き続き社外取締役候補者としております。



再任

社外

独立

生年月日

1956年2月11日生

所有する当社株式の数

257株

取締役会への出席状況

22回/22回 (100%)

候補者
番号

12

やまもと まゆみ
山本 真弓

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1984 年 4 月 弁護士登録
石黒武雄法律事務所入所
- 1990 年 9 月 銀座新総合法律事務所開設
- 2005 年 1 月 銀座新明和法律事務所開設 (現在)
- 2010 年 12 月 中央労働委員会公益委員
- 2019 年 1 月 金融庁金融審議会委員 (現在)
- 2019 年 6 月 森永乳業株式会社社外監査役 (現在)
- 2020 年 6 月 株式会社ミライト・ホールディングス (現 当社)
社外取締役
- 2021 年 4 月 厚生労働省労働政策審議会委員 (現在)
- 2021 年 6 月 株式会社 JCU 社外取締役 (現在)
- 2022 年 7 月 当社社外取締役 (現在)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山本真弓氏は、弁護士として企業法務に関する高度な専門知識と豊富な経験を有するとともに、中央労働委員会公益委員をはじめ政府審議会等の委員を歴任しており、客観的・専門的な視点から、当社の経営の監視を遂行する上で適任であります。同氏は、会社の経営に関与したことはありませんが、企業法務に関する高度な専門知識と政府機関での経験による知見・見識が、当社グループの経営の監視に適任であり、その役割を期待できることから、引き続き社外取締役候補者としております。



再任

社外

独立

生年月日

1955年6月26日生

所有する当社株式の数

1,030株

取締役会への出席状況

22回/22回 (100%)

候補者
番号

13

かわら た に し ん い ち
瓦谷 晋一

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1988 年 11月 株式会社アトラクス（現 NOCアウトソーシング & コンサルティング株式会社）代表取締役社長
- 1997 年 10月 日商岩井米国会社（現 双日米国会社）
ニューヨーク店駐在情報通信事業部長
- 1999 年 11月 Entrepia Ventures, Inc. CEO
- 2007 年 4月 双日株式会社産業情報グループ部門長補佐
- 2011 年 4月 日商エレクトロニクス株式会社代表取締役社長
- 2014 年 1月 VistaNet株式会社代表取締役（現在）
- 2021 年 6月 株式会社ミライト・ホールディングス（現 当社）
社外取締役
- 2022 年 7月 当社社外取締役（現在）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

瓦谷晋一氏は、長年にわたり情報通信分野の事業投資・新規事業育成に携わり、ITソリューションを手がける企業の代表取締役社長を経験するなど情報通信に関係する企業経営の見識を有しており、また、自らベンチャーキャピタルのCEOとして、国内外の様々な新ビジネス創出を手掛け、米国等海外におけるビジネスの経験も豊富であります。当社は、同氏の国内外における新ビジネス創業・展開及びグローバル事業の経営管理の知見・見識が、当社グループの経営の監視に適任であり、その役割を期待できることから、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化のため、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者
番号

14

つかさき ゆうこ
塚崎 裕子

再任

社外

独立

生年月日

1961年4月17日生

所有する当社株式の数

515株

取締役会への出席状況

13回/13回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2007 年 8 月 内閣府男女共同参画局推進課長
- 2009 年 8 月 厚生労働省政策評価官
- 2010 年 7 月 厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課長
- 2011 年 7 月 人事院国家公務員倫理審査会参事官
- 2012 年 4 月 人事院給与局生涯設計課長
- 2015 年 4 月 人事院事務総局総務課長
- 2016 年 4 月 大正大学地域構想研究所教授 (現在)
- 2018 年 9 月 大正大学地域創生学部教授
- 2020 年 4 月 大正大学社会共生学部公共政策学科教授 (現在)
- 2022 年 7 月 当社社外取締役 (現在)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

塚崎裕子氏は、長年にわたり厚生労働省において要職を歴任し、内閣府男女共同参画局推進課長を務める等、女性活躍推進、ダイバーシティ等に関する高い見識と豊富な経験を有しております。また、退官後は、大正大学教授として教鞭を執り、地域創生、公共政策分野における豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。同氏は、会社の経営に関与したことはありませんが、産業・社会のインフラストラクチャーの設備構築・運営を手掛ける当社において、政府における政策立案を通じた幅広い専門分野の見識を活かすとともに、地域創生の知見を活かし、ESG経営を推進するにあたり、経営監視機能の一層の強化を図る上で、当社の社外取締役として適任であると判断し、その役割を期待できることから、引き続き社外取締役候補者としております。

特記事項

1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 馬場千晴、山本眞弓、瓦谷晋一、塚崎裕子の各氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 当社は、馬場千晴、山本眞弓、瓦谷晋一、塚崎裕子の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。各氏が再任された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社役員などの地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用などを補償することとしており、被保険者の保険料負担はありません。各氏が選任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。
5. 馬場千晴氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって5年となります。
6. 山本眞弓氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年となります。
7. 瓦谷晋一氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
8. 塚崎裕子氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。
9. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社で不当な業務執行が行われた事実について

社外取締役候補者である馬場千晴氏が2015年6月から2018年6月まで社外監査役に就任していた東北電力株式会社は、その在任中に、特別高圧の設備工事における工事請負金の誤積算に関し、2018年5月16日経済産業省電力・ガス取引監視等委員会より業務改善勧告を受け、5月31日に同委員会に対し再発防止策等について報告するとともに、部門を所掌する関係役員の役員報酬自主返上を発表しました。同氏は、本件事実が発覚するまで当該事実を認識していませんでしたが、平素より当該会社にて法令遵守の視点に立った意見を述べ、注意喚起を行う等、適正に業務を遂行しておりました。また、当該事実の判明後は、当該事実についての徹底した調査及び再発防止に関して意見を表明し、その職責を果たしております。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役関裕氏が本総会終結の時をもって辞任いたしますことに伴い、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、指名・報酬委員会において審議しております。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。



はやかわ おさむ
早川 治

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1987 年 4 月 警察庁入庁
- 1999 年 1 月 警視庁目黒警察署長
- 2000 年 8 月 佐賀県警察警務部長
- 2005 年 4 月 警視庁交通部交通総務課長
- 2008 年 4 月 内閣官房内閣情報調査室参事官
- 2011 年 8 月 青森県警察本部長
- 2011 年 11 月 警察大学校地域教養部長
- 2012 年 8 月 内閣府行政刷新会議事務局参事官
- 2014 年 8 月 警察庁交通局交通企画課長
- 2016 年 8 月 国土交通省自動車局担当審議官
- 2018 年 7 月 千葉県警察本部長
- 2020 年 8 月 関東管区警察局長
- 2021 年 2 月 警察庁辞職
- 2021 年 5 月 株式会社ローソン顧問（現在）

新任 社外 独立

生年月日

1963年12月24日生

所有する当社株式の数

0株

取締役会への出席状況

—

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

早川治氏は、長年にわたり警察庁において警察業務に従事し、県警本部長、関東管区警察局長、国土交通省自動車局担当審議官等の要職を歴任するなど、警察行政等に関する高い見識・専門性と豊富な経験を有しており、当社の社外取締役 監査等委員としてコーポレート・ガバナンス、とりわけコンプライアンス及びリスクマネジメントの一層の強化を図るために、適切な監督・助言をいただけるものと判断し、当社の業務執行の透明性・公平性の確保及び実効性を高めるため、社外取締役 監査等委員候補者として選任しました。

なお、同氏は、会社の経営に直接関与したことはありませんが、設備構築・運営を手掛ける当社において、警察・行政における幅広い専門分野の見識及び退任後の民間企業での経験を活かすとともに、ESG経営の推進においても経営監視機能の強化を図る上で、適任であると判断しております。

また、当社は同氏との間で、2021年6月から2023年5月までの期間、同氏の知見に基づく助言・支援を頂く委任契約を締結しておりますが、当該業務の内容は独立した立場から助言を行うものであること及び同氏に対する報酬は多額でないこと等に照らして、社外取締役としての独立性を有していると判断しております。

特記事項

1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 早川治氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏が選任された場合には、当該責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社役員などの地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用などを補償することとしており、被保険者の保険料負担はありません。同氏が選任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

【ご参考】取締役スキルマトリックス

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため、事業経営に関わるそれぞれの分野について、社内外を問わず十分な知識と経験を有する人材で構成するものとします。

取締役に求める専門性と経験は以下のとおりです。

			企業経営・ 経営戦略	営業・ マーケティング	通信等設備 構築・運営	技術・ イノベーション・ DX	グローバル 事業	新ビジネス 開発	人事・ 労務・ 人材開発	財務会計・ ファイナンス	法務・ リスク管理・ コンプライアンス・ ガバナンス	公共政策・ 学術研究
監査等委員でない取締役	中山 俊樹	社内	○	○			○	○	○		○	
	遠竹 泰	社内	○		○	○			○			
	高橋 正行	社内	○		○	○			○			
	宮崎 達三	社内	○	○	○	○	○	○				○
	高屋 洋一郎	社内	○	○			○	○	○			
	脇本 祐史	社内	○	○				○	○		○	
	三ツ矢 高章	社内	○							○	○	
	五十嵐 克彦	社内	○		○	○						
	大橋 大樹	社内	○	○	○	○	○	○				
	高木 康弘	社内	○		○	○						
	馬場 千晴	社外	○				○			○	○	
	山本 眞弓	社外									○	○
	瓦谷 晋一	社外	○	○			○	○				
	塚崎 裕子	社外							○			○
監査等委員である取締役	山本 康裕	社内	○	○					○		○	
	青山 幸二	社内	○	○	○	○	○	○			○	
	勝丸 千晶 (石川 千晶)	社外								○	○	○
	末森 茂	社外	○		○	○	○	○				
	早川 治	社外									○	○

(注) 取締役選任候補者を含む

※上記一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません

【ご参考】 独立性判断基準

当社は、適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役が十分な独立性を有していることが必要だと考えます。

当社は、当社における社外役員の独立性判断基準を以下のとおり定め、社外役員（その候補者も含む。以下同様）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものと判断いたします。

1. 当社及び当社の連結子会社（以下「当社グループ」という）の出身者^(注1)
2. 当社の主要株主^(注2)
3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - (1) 当社グループの主要な取引先^(注3)
 - (2) 当社グループの主要な借入先^(注4)
 - (3) 当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5. 当社グループから多額^(注5)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
6. 当社グループから多額の寄付を受けている者^(注6)
7. 社外役員の相互就任関係^(注7)となる会社の業務執行者
8. 近親者^(注8)が上記1から7までのいずれか（4項及び5項を除き重要な者^(注9)に限る）に該当する者
9. 過去3年間において、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注1：現に所属している業務執行取締役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人（以下「業務執行者」という）及び過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。

注2：主要株主とは、当社事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。主要株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。

注3：主要な取引先とは、当社グループの売上先又は仕入先であって、その年間取引金額が当社の連結売上高又は仕入先の連結売上高の3%を超えるものをいう。

注4：主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

注5：多額とは、当該専門家の役員提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。

(1) 当該専門家が個人として当社グループに役員提供をしている場合は、当社グループから收受している対価が、年間1千万円を超えるときを多額という。

(2) 当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役員提供をしている場合は、当該団体が当社グループから收受している対価の合計金額が、当該団体の年間売上高又は総収入金額の2%を超えるときを多額という。ただし、当該2%を超過しない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役員提供の対価として当該団体が收受している金額が年間1千万円を超えるときは多額とみなす。

注6：当社グループから年間1千万円を超える寄付を受けている者をいう。当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に関わる研究、教育その他の活動に直接関与する者をいう。

注7：当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

注8：近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

注9：重要な者とは、取締役及び執行役員をいう。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

2022年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する各種規制が徐々に緩和され、経済活動の正常化に向けた兆しが見られました。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化による原材料・エネルギー価格の高騰や物価の上昇、サプライチェーンの制約、世界的な金融引締めなど景気の先行きは不安定な状況で推移しており、引き続き注視する必要があります。

当社グループを取り巻く事業環境については、デジタル田園都市国家構想の実現に向け、全国的なデジタルインフラの基盤整備や、地方におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)が推進されております。さらに、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた地方創生に資する地域脱炭素の推進、地域特性や気候風土に応じた、再エネ、省エネ、EV等の利用やグリーントランスフォーメーション(GX)に対するニーズの高まりに加え、近年、激甚化する自然災害に対する地域のレジリエンス向上が求められております。

こうしたなか、当社は、新たに再定義したパーパス、ミッションのもと、これまで以上に幅広い社会インフラ領域における様々な社会課題の解決に貢献し続ける企業グループへ進化していくことを目指しております。未来の社会インフラを「創り・守る」、信頼ある企業グループであり続けるため、当社グループは、2030年に向けた事業ビジョンとして、『MIRAIT ONE Group Vision 2030』及び2022年度を初年度とする5ヶ年の第5次中期経営計画(2026年度目標：売上高7,200億円、営業利益率7.5%+、ROE10%+、EPS成長率年10%+)を策定し、街づくり・里づくり/企業DX・GX、グリーンエネルギー事業、ソフトウェア事業、グローバル事業を今後注力すべき成長分野「みらいドメイン」として取り組んでおります。

また、ミライト・ワン流 スマートワークライフスタイル宣言、ダイバーシティ&インクルージョン宣言を制定するなど、「人間中心経営」への取り組みを進めるとともに、2030年の温室効果ガス排出量削減目標を作成し、SBT (Science Based Targets：科学的根拠に基づいた目標)として、国際的イニシアティブSBTiより認定されたほか、パートナーシップ構築宣言を制定し、「ESG経営基盤強化」に向けて、実効性のある施策を展開しております。

環境・社会イノベーション事業

空調工事の増加や太陽光など再生エネルギー関連工事の増加、前年度に子会社化した西武建設(株)の加入により、売上高の拡大を図りました。

ICTソリューション事業

物販の大幅な減少やLAN等工事の減少があったものの、「みらいドメイン」として注力しておりますグローバルやソフトウェアの増加により売上高の拡大に努めました。

NTT事業

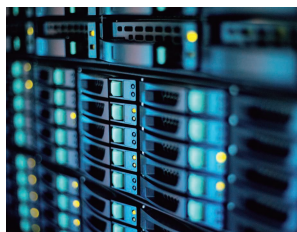
高度無線環境整備推進事業による光ファイバ整備工事が終了したことやモバイル関連工事が大きく減少した一方、生産性の向上に努めました。

マルチキャリア事業

700MHzのテレビ放送受信対策工事の減少があったものの、5G整備工事の完成促進により売上高の拡大に努めるとともに、稼働効率化を図りました。



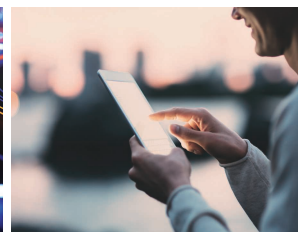
環境・社会
イノベーション事業



ICT
ソリューション事業



NTT事業



マルチキャリア事業

また、株主還元の充実と経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の一環として、自己株式の機動的な取得（合計 314万株、50億円）を実施する一方、利用目的のない自己株式については一部消却（500万株）をいたしました。

以上の結果、当期の連結業績につきましては、受注高は4,982億6千8百万円（前期比4.4%減）、売上高は4,839億8千7百万円（前期比2.9%増）となりました。一方、利益面においては、西武建設(株)の加入やブランディング費用など統合等に関する費用による販売費及び一般管理費の増加もあり、営業利益は218億3百万円（前期比33.5%減）、経常利益は223億8千4百万円（前期比34.5%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益については、147億8千1百万円（前期比41.3%減）となりました。なお、営業利益率は4.5%、ROEは6.0%となりました。

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する当期純利益
4,839億円	218億円	223億円	147億円
前期比 2.9%増	前期比 33.5%減	前期比 34.5%減	前期比 41.3%減

報告セグメント別の業績の概況は次のとおりです。

ミライト・ワンの業績

ミライト・ワンは、2022年7月1日の新会社発足・新グループ体制によりスタートを切り、MIRAIT ONE Group Vision 2030及び第5次中期経営計画の実現に向けた5つの事業変革「5 Changes」への取り組みを進めてまいりましたが、環境・社会イノベーション事業における受注環境等の悪化、物販の大幅な減少、高度無線環境整備推進事業による光ファイバ整備工事やモバイル関連工事の減少により、受注高は3,061億3百万円（前期比8.4%減）、売上高は2,903億2千9百万円（前期比11.3%減）、営業利益は127億7千8百万円（前期比45.5%減）となりました。



ラントロビジョンの業績

ラントロビジョンは、一部の国で新型コロナウイルス感染症に伴う経済活動制限等の影響により事業運営が不安定となったものの、主要顧客である大手金融機関やデータセンター事業者向け通信ケーブル工事が堅調であったことから、受注高は253億9百万円（前期比11.7%増）、売上高は254億9千2百万円（前期比20.3%増）、営業利益は16億3百万円（前期比20.0%増）となりました。



TTKの業績

TTKは、高度無線環境整備推進事業による光ファイバ整備工事の減少や通信キャリア各社の投資抑制があったものの、提案営業の強化、警備事業拡大・工事内製化により売上高と利益の拡大に努めるとともに、教育NW案件や電線共同溝工事等の非通信事業での大型案件の受注獲得により、受注高は391億5千7百万円（前期比11.6%増）、売上高は384億3千8百万円（前期比5.8%増）、営業利益は28億1千6百万円（前期比23.7%増）となりました。



ソルコムの子業

ソルコムは、入札環境の競争激化や公正取引委員会からの排除措置命令等の影響を受け、民需工事の大型案件受注が確保できず、受注高・売上高共に大幅減となったものの、既存事業の生産性向上や全社による経費削減に取り組み、受注高は341億2千3百万円（前期比3.6%減）、売上高は339億3千3百万円（前期比21.9%減）、営業利益は11億1百万円（前期比58.9%減）となりました。



四国通建の子業

四国通建は、官公庁からの端末含むシステム系受注等の獲得や大型工事の着実な完工等による売上確保に取り組んだものの、高度無線環境整備推進事業による光ファイバ整備工事の減少や公共案件の失注等に加え、工事部材の納期遅れや価格の高騰など外的要因による影響により、受注高は222億2千1百万円（前期比1.5%減）、売上高は242億2千2百万円（前期比3.7%減）、営業利益は23億3千9百万円（前期比4.2%減）となりました。



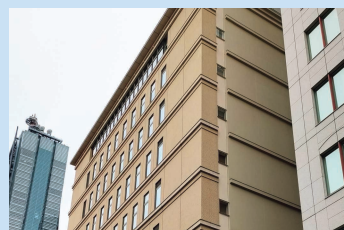
西武建設の業績

西武建設は、公共工事や民間鉄道関連工事、マンションや戸建住宅を中心とした建築工事、建物や施設のリニューアル工事等を主に手掛けており、資材価額の高騰等があったものの厳正な受注管理や原価管理を徹底し、受注高は540億6千5百万円、売上高は516億2千4百万円、営業利益は5億6千3百万円となりました。



ミライト・ワン・システムの業績

ミライト・ワン・システムズは、当グループにおけるソフトウェア事業強化、ソフトウェア開発及びシステムインフラ構築・維持による売上高の拡大により、受注高は244億6千1百万円（前期比4.3%減）、売上高は253億6千5百万円（前期比6.3%増）、営業利益は11億8千1百万円（前期比35.1%増）となりました。



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は95億7千万円であります。その主なものは当社における次期基幹システム開発費用であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金のほか金融機関からの借入金をもって充ちました。

なお、当社は、キャッシュ・マネジメント・システム（CMS）を導入し、グループ内資金を一元的に管理し、効率的に運営しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、通信キャリアのインフラに関わる設備投資は中長期には減少トレンドにあり、今後も投資の中身がソリューション系にシフトしている流れは進むと予想されます。

一方、デジタル田園都市国家構想の実現に向け、全国的なデジタルインフラの基盤整備や、地方におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）が推進されております。さらに、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた地方創生に資する地域脱炭素の推進、グリーントランスフォーメーション（GX）に対するニーズの高まりに加え、近年、激甚化する自然災害に対する地域のレジリエンス向上が求められております。

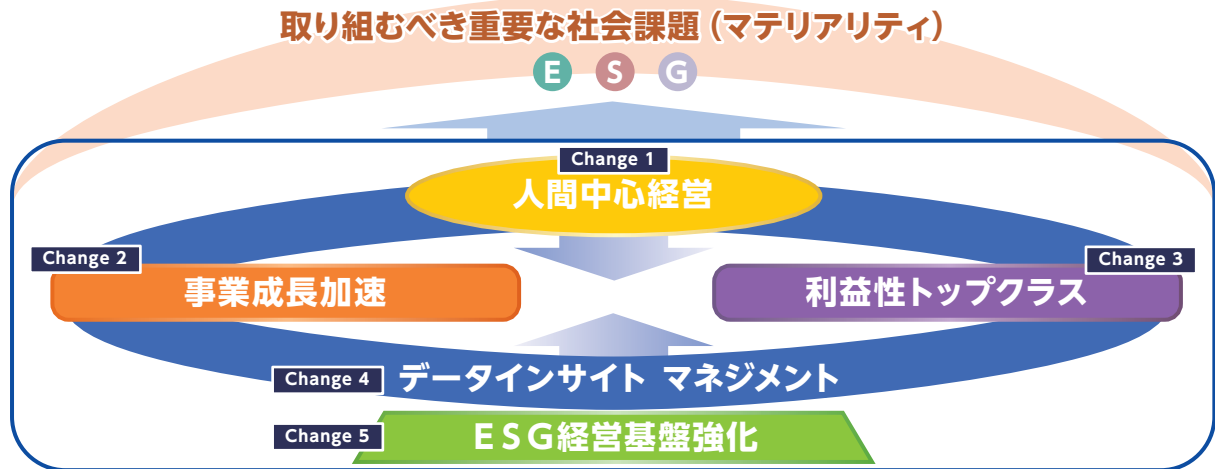
このような環境のなか、当社グループは、事業環境の変化に対応した事業運営を推進していく必要があり、昨年度、新たに再定義したパーパス、ミッションのもと、これまで以上に幅広い社会インフラ領域における様々な社会課題の解決に貢献し続ける企業グループへ進化していくことを目指しております。2030年に向けた新たな事業ビジョン『MIRAIT ONE Group Vision 2030』においては、5つの事業変革（5Changes）に取り組むこととしており、昨年度の主な取り組みとして、昨年7月に開校したみらいカレッジを進展させリスキリング促進によるマルチ資格取得者の育成や、グリーンエネルギー事業の取り組みの強化、西武建設㈱とのシナジーによるフルバリュー型先進事例の共同推進などを進めてまいりました。

今後も、未来の社会インフラを「創り・守る」、信頼ある企業グループであり続けるよう取り組んでまいります。

また、3月末に東京証券取引所より要請された「資本コストや株価を意識した経営の実現」について、これまでの施策も踏まえて、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に向けた対応を検討しております。取締役会での議論を踏まえて然るべきタイミングに公表させて頂く予定です。

MIRAIT ONE Group Vision 2030における成長戦略（5 Changes）

『MIRAIT ONE Group Vision 2030』においては、新たな成長戦略として、5つの事業変革（5 Changes）を柱としていきます。



Change 1 「人間中心経営」では、社員・協働者の安全を守る「安全経営」と、心身の健康を守る「健康経営」を土台として、社員にとって働きやすい「いい会社づくり」を行っていきます。その上で、昨年7月に社内に関校した企業内大学『みらいカレッジ』を中心に、事業環境の変化に対応する新たなスキル取得と事業の成長を担う人財育成を行うことで、未来を変える人財集団を形成していきます。

Change 2 「事業成長の加速」では、人財成長による事業成長に戦略的に取り組み、成長分野である「みらいドメイン」にグループ内のリソースを有機的に組み合わせることで成長を図っていきます。

【「みらいドメイン」として取り組む主な事業】

- ・街づくりりづくり事業（地方創生事業）や、企業のDXとグリーン化推進事業（GX）の加速
- ・脱炭素化に貢献するグリーンエネルギー事業の拡大
- ・顧客のDXに貢献するSI事業の強化（戦略子会社化）
- ・海外のデータセンタ関連事業やインフラシェア事業を推進するグローバル事業の強化

こうした事業を、通信・電気・土木等、様々な技術分野を複合的に組み合わせ、企画提案から保守運用までの工程を一気通貫型で行う「フルバリュー型」で推進することを目指します。

Change 3 「利益性トップクラス」では、3社統合による徹底した集約・効率化による経営基盤の強化、業務運営の見直しとデータインサイトの活用による効率化、グループ連携の推進による既存オペレーションとコストの見直し等の取組みを進めることで、全社の利益率の継続的な改善を進めていきます。

Change 4 「データインサイトマネジメント」では、すべての変革（Changes）を促進するために、業務の見える化を徹底するとともにデータ活用を基軸としたDXを推進します。これにより、新事業領域であるみらいドメインの拡大、既存事業の品質やコスト競争力の強化、グループ社員の活躍の後押し、安心安全、ESG経営による社会貢献といった企業活動全体にわたっての進化を実現します。また、DX人財の育成の仕組みを立ち上げ、この取組みの推進を強化します。

Change 5 「ESG経営基盤強化」では、SDGsへの貢献と持続的成長に向けた企業価値向上を目的として、2021年9月1日に代表取締役社長を委員長とした「ESG経営推進委員会」を設置し、当社グループにおけるESG経営全般に関わる戦略の策定と課題解決を実施しています。また、当社グループでは、2017年5月の第3次中期経営計画策定時に、重要課題（マテリアリティ）を特定していましたが、昨今の社会、環境の変化に鑑み、2021年11月にESG経営推進委員会での議論と取締役会での機関決定を経て、次の10年で取り組むべき新たな9つのマテリアリティを特定しました。

次の10年で取り組むべき重要な社会課題（マテリアリティ）

E 環境にやさしい社会をつくる、まもる

- 事業活動を通じた脱炭素社会の実現
- 環境にやさしく強靱な街づくり・里づくりへの貢献



S 安心・安全で豊かな社会をつくる、まもる

- 安全と品質の向上
- パートナーとの協働による社会価値の共創



S 多様な人財を尊重し、高めあう文化をつくる、まもる

- 人財育成と働き方改革、健康経営の推進
- 人権尊重とダイバーシティ&インクルージョンの推進



G 公正・透明な企業グループをつくる、まもる

- コーポレートガバナンスの強化
- コンプライアンスの徹底
- リスクマネジメントの徹底

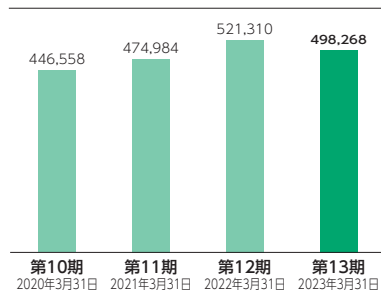


株主の皆様におかれましては、2030年に向けた中期ビジョンとしての当社グループの『5つの事業変革（5 Changes）』の推進に、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

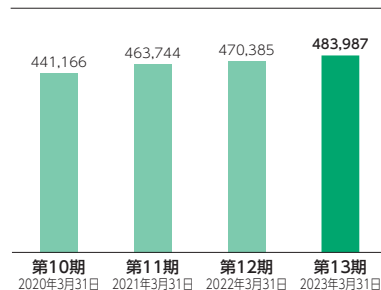
(5) 財産及び損益の状況

区 分	第10期 2020年3月期	第11期 2021年3月期	第12期 2022年3月期	第13期 2023年3月期 (当連結会計年度)
受注高 (百万円)	446,558	474,984	521,310	498,268
売上高 (百万円)	441,166	463,744	470,385	483,987
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	15,220	24,205	25,163	14,781
1株当たり当期純利益 (円)	149.93	229.59	250.84	151.20
総資産額 (百万円)	352,134	358,751	435,785	436,752
純資産額 (百万円)	218,710	231,323	249,237	254,305
1株当たり純資産 (円)	2,006.42	2,232.25	2,446.54	2,573.50

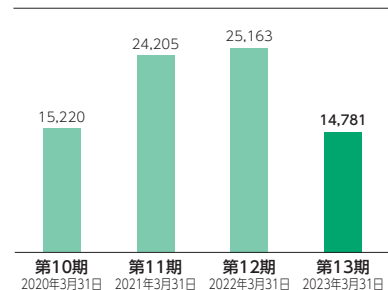
受注高 (百万円)



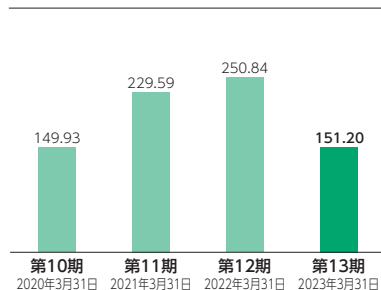
売上高 (百万円)



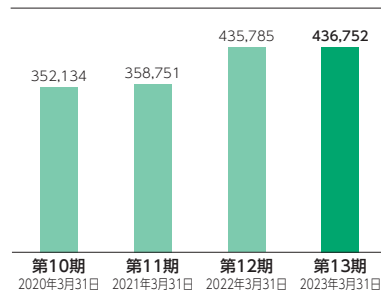
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



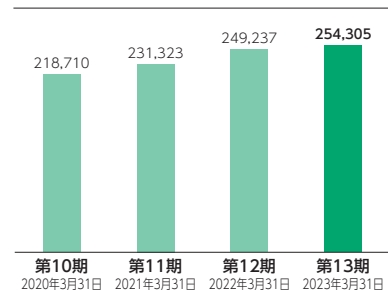
1株当たり当期純利益 (円)



総資産額 (百万円)



純資産額 (百万円)



- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 第7期より当社グループの役員を対象に業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」を導入しており、当該株式給付信託が所有する当社株式については、連結計算書類において自己株式として計上しております。1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数について、当該株式給付信託が所有する当社株式の数を控除しております。また、1株当たり純資産額を算定するために期末発行済株式総数から、当該株式給付信託が所有する当社株式の数を控除しております。
3. 第13期連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第12期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金（百万円）	出資比率（％）	主要な事業内容
Lantrovision (S) Ltd	4,895	100.0	LAN配線等の設計・施工・保守・コンサルティング及び機器販売
株式会社 T T K	2,847	100.0	情報通信エンジニアリング事業・電気設備工事
株式会社 ソルコム	2,324	100.0	情報通信エンジニアリング事業・電気設備工事
四国通建株式会社	450	100.0	情報通信エンジニアリング事業・電気設備工事
西武建設株式会社	11,000	95.0	土木・建築及びその他建設工事全般の総合建設事業
株式会社 ミライト・ワン・システムズ	100	100.0	システムインテグレーション事業

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社6社を含む76社であります。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④当社連結子会社の事業に関する重要な事項

当社連結子会社の(株)ソルコムは、広島県又は広島市が発注する学校用コンピューター機器の入札に関して、独占禁止法違反の行為があったとして、2022年10月6日に公正取引委員会より排除措置命令を受け、2022年12月、公正取引委員会に対し是正措置の内容を報告し、2023年1月に同委員会から措置報告内容了承との連絡を受領いたしました。

当社は、この事実を厳粛に受け止め、本件事例も交えたグループ内の従業員教育の実施、グループ内ヘルプライン窓口等への情報提供促進、及び内部監査の一層の強化等の再発防止措置を講じ、法令遵守をグループ内の従業員に周知徹底いたしました。今後も継続して法令遵守の一層の強化と再発防止の徹底に取り組み、信頼回復に努めてまいります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、幅広い社会インフラ領域における様々な社会課題の解決に貢献し続けることを目指し、以下のような事業活動を展開しております。

事業種別	内容
環境・社会 イノベーション事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 太陽光発電、EV充電、蓄電池等関連設備の設計、建設、保守・運用 ● 電気設備、空調設備の設計、建設、保守 ● 土木、上下水道設備、建築・リノベーションの設計、施工
ICTソリューション事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報通信システムの設計、建設、保守・運用 ● 海外における通信インフラの設計、建設、保守・運用 ● ソフトウェアの開発、保守・運用 ● 情報機器、ネットワーク関連商品の販売
NTT事業	<ul style="list-style-type: none"> ● NTTグループの固定系・移動系通信設備の建設・保守・運用
マルチキャリア事業	<ul style="list-style-type: none"> ● NTTグループ以外の固定系・移動系通信設備の建設、保守・運用 ● CATV設備の建設、保守

(8) 主要な営業所及び拠点

株式会社ミライト・ワン (当社)	本社	東京都江東区豊洲五丁目6番36号
	カンパニー	キャリアイーストカンパニー（東京都品川区）、キャリアウエストカンパニー（大阪市）、ソリューションカンパニー（東京都品川区）
	支店	北海道支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、福島支店（郡山市）、栃木支店（栃木市）、茨城支店（つくば市）、千葉支店（千葉市）、群馬支店（高崎市）、神奈川支店（横浜市）、東海支店（名古屋市）、北陸支店（金沢市）、関西支店（吹田市）、京都支店（京都市）、兵庫支店（神戸市）、奈良支店（橿原市）、和歌山支店（岩出市）、中国支店（広島市）、四国支店（高松市）、九州支店（福岡市）、沖縄支店（那覇市）
Lantrovision (S) Ltd (子会社)	本社	シンガポール共和国
株式会社TTK (子会社)	本社	宮城県仙台市
	支店	宮城支店（仙台市）、岩手支店（矢巾町）、青森支店（八戸市）、秋田支店（秋田市）、山形支店（山形市）、福島支店（福島市）、東京支店（東京都千代田区）
株式会社ソルコム (子会社)	本社	広島県広島市
	支店	広島支店（広島市）、福山支店（福山市）、島根支店（松江市）、岡山支店（岡山市）、鳥取支店（鳥取市）、山口支店（山口市）、東京支店（東京都大田区）
四国通建株式会社 (子会社)	本社	愛媛県今治市
	支店	松山支店（松山市）、高松支店（高松市）、徳島支店（徳島市）、高知支店（高知市）
西武建設株式会社 (子会社)	本社	埼玉県所沢市
	支店	東北支店（仙台市）、関東支店（さいたま市）、東京支店（東京都豊島区）、横浜支店（横浜市）、名古屋支店（名古屋市）、関西支店（大阪市）、九州支店（福岡市）
株式会社ミライト・ワン・システムズ (子会社)	本社	東京都港区
	支店	大阪支店（吹田市）、名古屋支店（名古屋市）、九州支店（福岡市）

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

区分	従業員数 (名)
株式会社ミライト・ワン (当社)	7,629
Lantrovision (S) Ltd	1,334
株式会社T T K	1,144
株式会社ソルコム	1,603
四国通建株式会社	705
西武建設株式会社	670
株式会社ミライト・ワン・システムズ	1,265
合 計	14,350

(注) 従業員数は、就業人員数であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
3,635名	3,525名増	43.5歳	16.4年

(注) 前事業年度末に比べ従業員数が3,525名増加しておりますが、主として(株)ミライト及び(株)ミライト・テクノロジーズとの合併による増加です。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金額
株式会社みずほ銀行	7,000百万円
株式会社三井住友銀行	6,000百万円
株式会社三菱UFJ銀行	4,500百万円
三井住友信託銀行株式会社	2,000百万円
株式会社りそな銀行	2,000百万円
シンジケートローン	30,000百万円

(注) シンジケートローンは、(株)みずほ銀行をアレンジャー兼エージェント、(株)三井住友銀行をジョイントアレンジャーとする23社の協調融資によるものです。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 330,000,000株
(2) 発行済株式の総数 103,325,329株
(3) 株主数 28,638名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	15,030	15.62
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	7,919	8.23
住友電気工業株式会社	3,668	3.81
住友電設株式会社	2,488	2.59
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,299	2.39
ミライト・ワン従業員持株会	2,091	2.17
NOMURA AYA	1,397	1.45
株式会社みずほ銀行	1,300	1.35
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT	1,280	1.33
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,247	1.30

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（7,114,552株）を控除して計算しております。
2. 持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	中山 俊樹		
代表取締役	遠竹 泰	キャリアウエストカンパニー長 兼 同 事業構造改革推進室長	
取締役	高橋 正行	キャリアイーストカンパニー長	
取締役	宮崎 達三	ソリューションカンパニー共同 カンパニー長 兼 みらいビジネス推進本部長	
取締役	塚本 雅一	財務経理本部長	
取締役	高屋 洋一郎	ソリューションカンパニー共同 カンパニー長	
取締役	脇本 祐史	総務人事本部長	
取締役	五十嵐 克彦		株式会社TTK 代表取締役社長
取締役	大橋 大樹		株式会社ソルコム 代表取締役社長
取締役	高木 康弘		四国通建株式会社 代表取締役社長
取締役	馬場 千晴	社外 独立	株式会社りそなホールディングス 社外取締役 監査委員会委員長
取締役	山本 眞弓	社外 独立	銀座新明和法律事務所 弁護士 森永乳業株式会社 社外監査役 株式会社JCU 社外取締役
取締役	瓦谷 晋一	社外 独立	VistaNet株式会社 代表取締役
取締役	塚崎 裕子	社外 独立	大正大学地域構想研究所 教授 大正大学社会共生学部公共政策学科 教授
取締役等 監査等委員	山本 康裕		
取締役等 監査等委員	青山 幸二		
取締役等 監査等委員	関 裕	社外 独立	
取締役等 監査等委員	勝丸 千晶 (石川 千晶)	社外 独立	税理士法人石川オフィス会計 代表社員 穴吹興産株式会社 社外監査役
取締役等 監査等委員	末森 茂	社外 独立	住友電気工業株式会社 常務執行役員

(注) 1. 当社は、2022年6月14日開催の第12回定時株主総会の決議により、同年7月1日をもって、監査等委員会設置会社に移行しました。

2. 監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役中山俊樹、同遠竹泰、同塚本雅一、同五十嵐克彦、同馬場千晴、同山本眞弓、同瓦谷晋一の7氏は、2022年6月30日をもって任期満了となり、同年7月1日付で監査等委員でない取締役に就任いたしました。
3. 監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役山本康裕、同青山幸二、監査役関裕、同勝丸千晶（石川千晶）の4氏は2022年6月30日をもって任期満了となり、同年7月1日付で監査等委員である取締役に就任いたしました。
4. 2022年6月14日開催の第12回定時株主総会の決議により、同年7月1日付で、高橋正行、宮崎達三、高屋洋一郎、脇本祐史、大橋大樹、高木康弘、塚崎裕子、末森茂の8氏が新たに取締役に選任され就任いたしました。末森茂氏は、監査等委員である取締役です。
5. 取締役馬場千晴、同山本眞弓、同瓦谷晋一、同塚崎裕子、同関裕、同勝丸千晶（石川千晶）、同末森茂の7氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査等委員である取締役勝丸千晶（石川千晶）氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、グループ社長会議や経営会議等重要会議への出席、業務執行部門からの業務執行状況の聴取、内部監査部門である業務監査部との緊密な連携、当社内事業所や子会社への往査、重要決裁文書の閲覧等を日常的に実施することにより、監視・監督機能の実効性を高めるため、監査等委員である取締役山本康裕及び青山幸二の両氏を常勤の監査等委員に選定しております。
8. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役は次のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏名	退任日	退任時の担当及び重要な兼職の状況
取締役	平原 敏行	2022年6月14日付 任期満了	株式会社ソルコム 代表取締役社長
取締役相談役	鈴木 正俊	2022年6月14日付 任期満了	株式会社ミライト 取締役相談役 株式会社ソシオネクスト 社外取締役
常勤監査役	桐山 学	2022年6月30日付 任期満了	
監査役	細川 雅由	2022年6月30日付 任期満了	株式会社ミライト・テクノロジーズ 監査役

9. 当事業年度中に取締役の地位・担当及び重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

氏名	年月日	変更前	変更後
中山 俊樹	2022年7月1日付	代表取締役社長 兼 新グループ設立準備室長 株式会社ミライト 代表取締役社長	代表取締役社長
遠竹 泰	2022年7月1日付	取締役新グループ設立準備室次長 株式会社ミライト・テクノロジーズ 代表取締役社長	代表取締役 キャリアウエストカンパニー長 兼 同 事業構造改革推進室長
塚本 雅一	2022年7月1日付	取締役財務部長 兼 エムズ・ブレインセンタ所長 兼 同 財務サポート部長	取締役財務経理本部長
山本 康裕	2022年7月1日付	取締役 総務人事部長 兼 エムズ・ブレインセンタ 総務人事サポート部長 株式会社ミライト取締役	監査等委員である取締役
青山 幸二	2022年7月1日付	取締役経営戦略部長 兼 新グループ設立準備室事務局長 株式会社ミライト取締役	監査等委員である取締役
宮崎 達三	2023年1月1日付	取締役 ソリューションカンパニー共同カンパニー長	取締役 ソリューションカンパニー共同カンパニー長 兼 みらいビジネス推進本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社の子会社の取締役及び監査役並びに執行役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料については当社及び当社の子会社が全額負担しております。

当該保険契約は、被保険者が会社役員などの地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用などを補償するものであります。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害などは補償対象外とすることにより、役員などの職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に関する基本方針

①基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬については、取締役会の承認を経た上で株主総会でその総額（限度額）を定め、個別の取締役報酬は各役位の役割と責任に応じた報酬体系とする。

また、取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針については、客観性・透明性の向上を目的に、取締役会の諮問機関として独立社外取締役4名と代表取締役社長で構成される「指名・報酬委員会」（委員長は独立社外取締役）において、審議した結果を取締役会に答申し、その答申を踏まえて取締役会で決定する。

監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、月例の基本報酬のみを支払うこととする。

②基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

取締役の個人別の報酬については、取締役会の承認を経た上で株主総会でその総額（限度額）を定め、個別の取締役（社外取締役を除く）の基本報酬は、各役位の役割と責任に応じて定めた年俸を15で除した額を月例の固定報酬とする。

月例の固定報酬の3か月分を標準賞与（但し、③で記す業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」（以下「株式給付信託」という）に充当する30%を差し引いた残額）とし、当社の前年度の業績及び当期の業績見通し、従業員特別手当の支給状況等及び取締役の個別業績評価を総合的に勘案し、支給月数は変動することがあり、指名・報酬委員会へ報告することを前提に、代表取締役社長が決定し、年に1回夏季に支払う。

③業績連動報酬並びに非金銭報酬の内容及び額又は数の算定の方法の決定に関する方針 (報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

業績連動報酬並びに非金銭報酬については、役員報酬と当社業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績並びに企業価値の向上への貢献意識を高めることを目的として、「株式給付信託」を導入し、3事業年度ごとの期間に必要な株式を本信託が先行して取得するための資金として、当社取締役分150百万円を上限として株式信託に拠出し、1事業年度あたりに付与する当社株式は、33,000株相当を上限とする（2022年6月14日開催第12回定時株主総会決議）。

業績連動報酬に係る指標は、グループ会社の業績並びに企業価値の向上への貢献意識を高める上で分かりやすい指標として、当社連結営業利益、ROE及びESG指標の達成度を選択し、「役員株式給付規程」に基づき、月例報酬3か月分の30%を充当して設定した基準ポイントをもとに、当社連結営業利益、ROE及びESG指標の達成度に応じた業績連動係数を乗じて計算される数のポイントを付与し、退任時に1ポイント1株の株式を給付する。

④金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬の額、業績連動報酬等の割合については、取締役（社外取締役を除く）の各役位の役割と責任に応じて定めた年俸のうち、固定報酬を概ね80%、変動報酬を概ね20%とし、変動報酬のうち30%を非金銭報酬である「株式給付信託」とする。（全体の6%）

月例報酬 (固定報酬)	変動報酬	非金銭報酬
80%	20%	6%

なお、インサイダー取引規制等を考慮して、経営者意識及び株主価値向上への共通目標意識を高めるため、取締役（社外取締役を除く）に対して役員持株会へ月例報酬の10%以上拠出することを要請しており、実質的には、固定報酬72%、変動報酬が28%、非金銭報酬が14%となっている。

(実質的な報酬割合)

月例報酬 (固定報酬)	変動報酬	非金銭報酬
72%	28%	14%

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬の決定については、取締役会の決議に基づき、株主総会で決議した総額の範囲内で個人別報酬案を作成し、指名・報酬委員会に報告することを前提に、代表取締役社長中山俊樹氏に決定を一任する。

⑥当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)	
			基本報酬	業績連動報酬等 (非金銭報酬)
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	18名 (4名)	247 (41)	236 (41)	11 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	5名 (3名)	51 (20)	51 (20)	- (-)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	12 (6)	12 (6)	- (-)
合計 (うち社外役員)	27名 (9名)	311 (67)	300 (67)	11 (-)

- (注) 1. 当社は、2022年6月14日開催の第12回定時株主総会の決議により、2022年7月1日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、監査役に対する支給額は、監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役に対する支給額は、監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。
2. 上記の取締役及び監査役の支給人員および支給額には、当事業年度中に退任した取締役4名及び監査役4名を含んでおりません。
3. 上記の取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与を含む）は含まれておりません。
4. 上記非金銭報酬の額は、業績連動型株式報酬による当該事業年度の費用計上を含んでおります。業績連動型株式報酬は、当社連結営業利益、ROE及びESG指標の達成度を業績指標とし、2022年6月14日開催の第12回定時株主総会において決議いただいた総額及び上限株式数の範囲内の額としております。また、当事業年度における当社連結営業利益及びROEは「1.企業集団の現況に関する事項 (1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりです。
5. 上記のほか、社外役員が当社の子会社から役員として受けた報酬等の総額は1百万円であります。

⑦取締役及び監査役の報酬についての株主総会の決議に関する事項

当社監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2022年6月14日開催の第12回の定時株主総会において監査等委員でない取締役の報酬等を年額4億円以内（うち社外取締役は5千万円以内）、監査等委員である取締役の報酬等を年額1億円以内と決議しております。当該決議の効力が生じる日における監査等委員でない取締役の員数は14名（うち社外取締役4名）、監査等委員である取締役の員数は5名（うち社外取締役3名）です。また、上記金銭報酬とは別枠で、2022年6月14日開催の第12回定時株主総会において、業績連動型株式報酬の額を3事業年度で監査等委員でない当社取締役分（社外取締役は除く）150百万円、各事業年度に付与する当社株式は、33,000株相当を上限と決議しております。当該決議の効力が発生する時点における監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の員数は10名です。

なお、当社は、監査等委員会設置会社移行前に当社取締役及び監査役の金銭報酬の額は、2011年6月28日開催の第1回定時株主総会において取締役の報酬等を年額3億円以内（うち、社外取締役の報酬等を年額3千万円以内）、監査役の報酬等を年額7千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）、監査役4名（うち社外監査役2名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2016年6月28日開催の第6回定時株主総会において、業績連動型株式報酬の額を3事業年度で当社取締役分（社外取締役は除く）74百万円、各事業年度に付与する当社株式は、28,000株相当を上限と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。

⑧取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

(ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という）については、指名・報酬委員会に諮問し、妥当であるとの意見を受け、2022年11月1日開催の取締役会において決定方針を決議しました。

(イ) 決定方針の内容の概要

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に関する基本方針①～⑤のとおりです。

(ウ) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬の決定に当たっては、取締役会決議の取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針に基づき作成した個人別報酬について、取締役会の諮問機関として独立社外取締役4名と代表取締役社長で構成される指名・報酬委員会への諮問手続きを経た上で決定したものであることから、当該方針に沿うものであると判断しております。

⑨取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2022年6月14日開催の取締役会決議に基づき、株主総会で決議した総額の範囲内で、指名・報酬委員会に諮問することを前提に、各取締役の基本報酬の額及び各年度の業績を踏まえた賞与の額の決定を代表取締役社長の中山俊樹氏に一任する旨の決議をしています。これらの権限を一任した理由は、当社全体の事業を俯瞰しつつ各取締役の担当業務遂行の評価を行うことについては、代表取締役社長が最も適任であると考えられるためです。

⑩当事業年度において取締役及び監査役に交付した株式の総数

区分	人員	退任役員への 交付株式の総数	人員	現役員への付与 ポイントの総数
取締役（監査等委員を除く）	3名	18,100株	8名	47,498ポイント
（うち社外取締役）	(-)	(-)	(-)	(-)
取締役（監査等委員）	-	-	-	-
（うち社外取締役）	(-)	(-)	(-)	(-)
監査役	-	-	-	-
（うち社外監査役）	(-)	(-)	(-)	(-)
合計	3名	18,100株	8名	47,498ポイント
（うち社外役員）	(-)	(-)	(-)	(-)

(注) 1. 業績連動型株式報酬制度によるものであります。

2. 上記付与ポイントは、同制度により、退任時に1ポイントを1株として株式を交付します。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役馬場千晴氏は、株式会社りそなホールディングスの社外取締役 監査委員会委員長を兼任しておりますが、当社との間に重要な取引等の関係はありません。
- ・取締役山本眞弓氏は、銀座新明和法律事務所の弁護士、森永乳業株式会社の社外監査役及び株式会社JCUの社外取締役を兼任しておりますが、当社とこれらの法人等との間に重要な取引等の関係はありません。
- ・取締役瓦谷晋一氏は、VistaNet株式会社の代表取締役を兼任しておりますが、当社との間に重要な取引等の関係はありません。
- ・取締役塚崎裕子氏は、大正大学の教授を兼任しておりますが、当社との間に重要な取引等の関係はありません。
- ・監査等委員である取締役勝丸千晶（石川千晶）氏は、税理士法人石川オフィス会計の代表社員及び穴吹興産株式会社の社外監査役を兼任しておりますが、当社とこれらの法人の間に重要な取引等の関係はありません。
- ・監査等委員である取締役末森茂氏は、当社の大株主である住友電気工業株式会社の常務執行役員を兼任しております。当社との間に通例的な取引以外の重要な取引等の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況並びに社外取締役に果たすことが期待される役割に 関して行った職務の概要

区分	氏名	取締役会 出席回数 (出席率)	監査役会 出席回数 (出席率)	監査等委員会 出席回数 (出席率)	主な活動状況
社外取締役	馬場 千晴	22回/22回 (100%)	(-)	(-)	取締役会においては、当社の業務執行から独立した立場で、特に企業経営における豊富な経験と財務会計及びリスク管理分野における幅広い知見に基づき、議案の審議に必要な発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員長を務めるなど、社外取締役としての期待される役割を果たしております。
	山本 眞弓	22回/22回 (100%)	(-)	(-)	取締役会においては、当社の業務執行から独立した立場で、特に企業法務における高度な専門知識と政府機関での豊富な経験と幅広い知見に基づき、議案の審議に必要な発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員を務めるなど、社外取締役としての期待される役割を果たしております。
	瓦谷 晋一	22回/22回 (100%)	(-)	(-)	取締役会においては、当社の業務執行から独立した立場で、特に情報通信事業における高度な専門知識とグローバル事業の経営管理での豊富な経験と幅広い知見に基づき、議案の審議に必要な発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員を務めるなど、社外取締役としての期待される役割を果たしております。
	塚崎 裕子	13回/13回 (100%)	(-)	(-)	取締役会においては、当社の業務執行から独立した立場で、特に厚生労働省での要職歴任における豊富な経験と地域創生・公共施策分野における幅広い知見に基づき、議案の審議に必要な発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員を務めるなど、社外取締役としての期待される役割を果たしております。

区分	氏名	取締役会 出席回数 (出席率)	監査役会 出席回数 (出席率)	監査等委員会 出席回数 (出席率)	主な活動状況
監査等委員 である 社外取締役	関 裕	22回/22回 (100%)	4回/4回 (100%)	10回/10回 (100%)	取締役会においては、当社の業務執行から独立した立場で、特に通信業界での事業運営に関して豊富な経験と幅広い知見に基づき、議案の審議に必要な発言を行っております。また、監査等委員会においても、中立的・客観的な視点から、大局的かつ専門的な監査を行い、取締役の職務執行の監督を遂行するなど、社外取締役としての期待される役割を果たしております。
	勝丸 千晶 (石川 千晶)	22回/22回 (100%)	4回/4回 (100%)	10回/10回 (100%)	取締役会においては、当社の業務執行から独立した立場で、特に公認会計士として企業財務・会計における高度な専門知識、豊富な経験と幅広い知見に基づき、議案の審議に必要な発言を行っております。また、監査等委員会においても、中立的・客観的な視点から、大局的かつ専門的な監査を行い、取締役の職務執行の監督を遂行するなど、社外取締役としての期待される役割を果たしております。
	末森 茂	11回/13回 (85%)	- (-)	10回/10回 (100%)	取締役会においては、当社の業務執行から独立した立場で、特に光ファイバーにおける高度な専門知識と、グローバル事業における豊富な経験、幅広い知見に基づき、議案の審議に必要な発言を行っております。また、監査等委員会においても、中立的・客観的な視点から、大局的かつ専門的な監査を行い、取締役の職務執行の監督を遂行するなど、社外取締役としての期待される役割を果たしております。

(注) 塚崎裕子、末森茂の両氏につきましては、2022年7月1日就任以降での主な活動状況を記載しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	126百万円
・当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	201百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人より説明を受けた当事業年度の会計監査計画における監査日数や人員配置などの内容、会計監査人の監査の遂行状況の相当性の判断を始めた前事業年度の監査実績の検証と評価、報酬の前提となる見積の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、上表の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「合併に係る経営事項審査資料に関する合意された手続業務」を委託し、その対価を支払っております。
4. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当すると判断した場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

監査等委員会は、上記の場合のほか、会計監査人の監査品質、独立性及び専門性等を総合的に勘案し、会計監査人として適当でないと判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

解任した場合は、解任後最初に招集される株主総会において、監査等委員会が選定した監査等委員は、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容は次のとおりであり、継続的に改善・向上に努めております。

①当社及びその子会社から成る企業集団(以下「企業集団」という)の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア) 当社は、企業集団全体の役員、従業員を含めた行動規範としての行動指針を定め企業集団の全ての役員、従業員に周知し、その行動を規律する。

また、取締役に関しては、「取締役会規程」等により、その適切な運営を確保するとともに、意思疎通を円滑化し、相互の業務執行を監視するほか、重要な事項に関しては、外部専門家（弁護士等）の意見、助言を受ける等により、法令・定款違反行為の未然防止及び経営機能に対する監督強化を図る。

なお、取締役が他の取締役による法令・定款違反に疑義のある事実を発見した場合は、速やかに取締役会及び監査等委員会に報告し、違反行為の未然防止又はその是正を図る。

(イ) 当社は、安全・コンプライアンス憲章等において、反社会的勢力とは、断固として対決し、毅然とした態度で対応することを掲げ、関係排除に取り組むものとする。

(ウ) 代表取締役社長を委員長とするE S G経営推進委員会のもとに、当社のコンプライアンス担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、企業集団各社がコンプライアンス推進員等を配置し、コンプライアンス意識の浸透・維持・確立を図る。

(エ) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関連する法令を遵守して、整備・評価・是正を行うことにより適正な内部統制システムを構築する。

(オ) 企業集団各社は、より風通しの良い企業風土の醸成を期し、ヘルプライン（申告・相談窓口）を開設し、適切な情報伝達の整備・運用を図る。

(カ) 法令等遵守体制の整備・運用状況に係る有効性評価のモニタリング等を強化するため、内部監査部門を拡充し、適切な監査業務を確保する。その評価結果については、取締役会及び監査等委員会へ報告する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (ア) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、適正かつ効率的な業務運営に資することを基本とし、以下の取り組みを行う。
 - (a) 文書（電磁的記録を含む。以下「文書」という）及びその他の情報の保存・管理について必要事項を定めた、「文書取扱規程」等を制定する。
 - (b) 文書の保存（保管）期間は、法令に別段の定めのない限り、「文書取扱規程」に各文書の種類毎に定める。
- (イ) 文書等について、取締役から閲覧要請があった場合、速やかに当該文書等を提出する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (ア) リスクマネジメントの基本的事項を定め適正かつ効率的な業務運営を行うため「リスク管理規程」を制定する。
- (イ) 代表取締役社長を委員長とするE S G経営推進委員会のもとに、当社のコンプライアンス担当役員を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の実効性を確保する。
- (ウ) 業務監査部は、リスク管理体制の整備・運用状況に係る有効性評価のモニタリング等を実施する。その評価結果については、取締役会及び監査等委員会へ報告する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (ア) 取締役会を原則、毎月1回定期的に開催し、特に法令又は定款に定める事項の他、経営に関する重要事項について関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に則り、審議の決定及び報告を行う。
- (イ) 取締役への業務委嘱については、組織の構成と業務範囲等を定めた「組織・業務分掌規程」及び責任・権限等を定めた「責任規程」等の社内規程に基づき、適切な責任分担による組織運営の徹底、効率的な業務運営を図る。
- (ウ) 取締役会において、独立した立場にある社外取締役の職務執行等が効率的に行われるようにし、他の取締役の職務執行に対する監視機能の強化を図る。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団の会社間の取引については法令に従い適切に行うことはもとより、企業集団が適正な事業運営を行い、その成長・発展に資するため、以下の取り組みを行う。

- (a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告体制整備
- (b) 子会社の損失の危険の管理体制、危険発生時における当社への連絡体制の整備
- (c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制整備
- (d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制整備

⑥監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助する組織として監査等委員会室を設置し、使用人を配置する。

⑦前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

前号の使用人の人事考課、異動等については、事前に監査等委員に意見を求め同意を得て実施する。

⑧前⑥号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会室に所属する使用人は、監査等委員会の指揮命令下に置くものとする。

⑨当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- (ア) 当社の取締役及び使用人は、企業集団の業務又は業績に影響を与える重要な事項及び法令で定める事項等について事実把握等の都度、監査等委員会へ速やかに報告する。
- (イ) 前（ア）に拘らず、監査等委員会は必要に応じ、いつでも取締役等に対して報告を求めることができる。

⑩子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

- (ア) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、各社の業務又は業績に影響を与える重要な事項及び法令で定める事項等について事実把握等の都度、当社の監査等委員会へ速やかに報告する。
- (イ) 前（ア）に拘らず、当社の監査等委員会は必要に応じ、いつでも子会社の取締役等に対して報告を求めることができる。

⑪前⑨号及び⑩号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前⑨号及び⑩号により報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、何ら不利な取扱いを受けないことを確保する。

⑫監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生じた費用及び債務については、当社が適正に支払処理を行う。

⑬その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

- (ア) 監査等委員会が選定する監査等委員は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧するほか、必要により説明を求めた場合は、取締役等は速やかに対応する。
- (イ) 監査等委員会が選定する監査等委員は、会社の重要な意思決定プロセス及び業務の執行状況を把握するため、取締役会以外の主要な会議へ出席する。
- (ウ) 監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役社長、会計監査人、内部監査部門と定期的、随時に意見及び情報交換を行い、意思疎通を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、前記の体制に則った運用を実施しており、当事業年度における主な取り組みは次のとおりです。

①職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための取り組みの状況

当社グループは2022年7月1日、ミライト・ワン グループとしてのスタートに合わせ、「ミライト・ワン グループ 安全・コンプライアンス憲章」を定めるとともに、コンプライアンス研修の実施やコンプライアンス推進員を通じた様々な活動などを通しコンプライアンス意識の向上を図っております。

「コンプライアンス委員会」においては、企業集団内の個別課題について議論するとともにコンプライアンス推進活動の進捗状況を管理しており、当事業年度は2回開催しています。

また、内部監査部門によるモニタリングを実施し、コンプライアンス推進活動の実効性を確認しております。

②損失の危険の管理に関する取り組みの状況

「リスク管理規程」により、企業集団としてリスク管理についての基本方針及び推進体制を定めるとともに、リスク管理項目を設定し、様々なリスクに対しの確に対応しております。

「リスク管理委員会」においては、リスク管理状況及び企業集団内の個別課題について議論することとしており、当事業年度は2回開催しています。

また、内部監査部門によるモニタリングを実施し、リスク管理の実効性を確認しております。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取り組みの状況

取締役会は「取締役会規程」に基づき毎月1回の他、必要に応じて随時開催しており、当事業年度は22回開催しています。

また、取締役会においては、社内規程に基づき取締役会に付議すべき事案はすべて審議され、各事案について活発な意見交換がなされるとともに、四半期毎に各取締役の職務執行状況についても報告されております。

なお、取締役会の実効性評価も継続的に実施し、その機能の向上を図っております。

また、コーポレートガバナンス・コードを踏まえ、指名・報酬に関わる客観性を向上させるため、取締役会のもとに任意の諮問委員会である「指名・報酬委員会」を設置しており、当事業年度は10回開催しています。

独立社外取締役は代表取締役とのミーティングを定期的 to 実施し、取締役の職務執行に対する監視機能を強化しております。

④企業集団における業務の適正を確保するための取り組みの状況

「子会社管理規程」等により、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備を図るとともに、その運用状況の報告を受けております。また、内部監査部門によるモニタリングを実施しております。

なお、企業集団全体に大きな影響を及ぼす重要な案件については子会社から報告、協議を受けてその管理を行うとともに企業集団として必要な取り組みを行っております。

また、企業集団における内部通報制度を整備し、問題が生じた場合の直接把握と早期対処を図るとともに、「コンプライアンス委員会」に報告しております。

当社連結子会社(株)ソルコムにおいて、公正取引委員会より独占禁止法違反による排除措置命令を受けましたが、原因究明及び再発防止策の実施を行う旨の措置報告書を提出し、措置報告内容了承の連絡を受け、本命令の履行は完了いたしました。引き続き、ミライト・ワングループとして法令遵守の徹底及び従業員の意識改革とコンプライアンス体制強化に取り組めます。

⑤内部監査の取り組みの状況

業務監査部（内部監査部門）は、取締役会で決議された内部監査計画に基づき、企業集団の全組織、全子会社を対象として内部監査を実施し、業務の適正性についてモニタリングしております。また、その結果については取締役会等に報告しております。

なお、当社グループは2022年7月1日、ミライト・ワングループとしてのスタートに合わせ、第1線（カンパニー、支店等現業部門）、第2線（スタッフ組織等の管理部門）から独立した第3線組織として業務監査部（内部監査部門）を設置し、3線ディフェンスの考えに基づき、取締役会及び監査等委員会へのデュアルレポートを行い、内部監査業務を実施しております。

⑥監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する取り組みの状況

監査等委員は重要な決裁書類等を閲覧するほか、グループ社長会議、経営会議及びその他重要な会議に出席し、会社の重要な意思決定プロセス及び業務の執行状況を把握しております。

また、監査等委員と代表取締役、会計監査人等が意見交換を行うことにより意思疎通を図り、監査等委員の監査が実効的に行われることを確保しております。

なお、監査等委員会の職務を補助する組織として、専任スタッフを有する監査等委員会室を設置し、使用人3名を配置しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主還元につきまして2022年5月に公表した第5次中期経営計画で従来方針を改め、安定的な配当成長と機動的な自己株式取得により、総還元性向50%目線に株主還元することとしております。一方、利用目的のない自己株式は消却を検討することとしております。

剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、配当の決定機関は中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当金を支払うことができる旨を定款に定めております。

当期の期末配当につきましては、上記方針に従い、1株当たり30円を予定しております。

これにより中間配当金1株当たり30円を含めた年間配当金は1株当たり60円となります。加えて、株主還元の充実と経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、当期中に自己株式の取得（合計314万株、50億円）を実施いたしました。これにより当期の総還元性向は73.2%となりました。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	272,506
現金預金	32,482
受取手形	1,979
完成工事未収入金	188,152
未成工事支出金等	31,717
前払費用	1,163
未収入金	5,127
リース投資資産	4,803
その他	7,091
貸倒引当金	△12
固定資産	164,246
有形固定資産	93,470
建物及び構築物	67,585
機械、運搬具及び工具器具備品	22,691
土地	35,862
リース資産	9,975
建設仮勘定	1,788
減価償却累計額	△44,432
無形固定資産	38,723
顧客関連資産	12,315
のれん	20,687
ソフトウエア	1,490
ソフトウエア仮勘定	4,031
その他	197
投資その他の資産	32,051
投資有価証券	17,833
退職給付に係る資産	7,097
繰延税金資産	4,004
敷金及び保証金	1,592
その他	1,869
貸倒引当金	△346
資産合計	436,752

科目	金額
負債の部	
流動負債	125,066
支払手形	1,079
工事未払金	66,628
短期借入金	21,505
未払金	5,404
未払法人税等	3,595
未成工事受入金	5,302
リース債務	3,305
工事損失引当金	809
賞与引当金	8,532
役員賞与引当金	120
完成工事補償引当金	94
その他	8,688
固定負債	57,380
長期借入金	30,011
リース債務	6,290
長期未払金	105
繰延税金負債	3,486
再評価に係る繰延税金負債	41
役員退職慰労引当金	89
株式報酬引当金	355
退職給付に係る負債	15,782
資産除去債務	887
その他	329
負債合計	182,446
純資産の部	
株主資本	239,993
資本金	7,000
資本剰余金	61,280
利益剰余金	184,041
自己株式	△12,329
その他の包括利益累計額	6,824
その他有価証券評価差額金	2,729
土地再評価差額金	△98
為替換算調整勘定	2,555
退職給付に係る調整累計額	1,638
非支配株主持分	7,487
純資産合計	254,305
負債・純資産合計	436,752

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

連結損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
完成工事高		483,987
完成工事原価		423,491
完成工事総利益		60,495
販売費及び一般管理費		38,692
営業利益		21,803
営業外収益		
受取利息	122	
受取配当金	419	
不動産賃貸料	287	
保険解約返戻金	280	
その他	318	1,427
営業外費用		
支払利息	179	
持分法による投資損失	67	
為替差損	126	
支払手数料	173	
新型コロナウイルス対策費用	12	
その他	287	846
経常利益		22,384
特別利益		
固定資産売却益	124	
投資有価証券売却益	1,104	
その他	240	1,469
特別損失		
固定資産売却損	14	
固定資産除却損	70	
投資有価証券売却損	25	
事業再編費用	317	
その他	183	610
税金等調整前当期純利益		23,243
法人税、住民税及び事業税	8,272	
法人税等調整額	△231	8,041
当期純利益		15,201
非支配株主に帰属する当期純利益		420
親会社株主に帰属する当期純利益		14,781

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	7,000	69,652	175,815	△15,844	236,623
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△5,924	－	△5,924
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	14,781	－	14,781
自己株式の取得	－	－	－	△4,998	△4,998
自己株式の処分	－	△0	－	118	118
自己株式の消却	－	△8,394	－	8,394	－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	－	23	－	－	23
持分法適用会社の減少に伴う変動	－	－	△630	－	△630
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－
当連結会計年度中の変動額合計	－	△8,371	8,226	3,514	3,369
当連結会計年度末残高	7,000	61,280	184,041	△12,329	239,993

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	3,011	△98	236	2,347	5,497	7,116	249,237
当連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	△5,924
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	－	14,781
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△4,998
自己株式の処分	－	－	－	－	－	－	118
自己株式の消却	－	－	－	－	－	－	－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	－	－	－	－	－	－	23
持分法適用会社の減少に伴う変動	－	－	－	－	－	－	△630
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)	△281	－	2,318	△709	1,327	371	1,698
当連結会計年度中の変動額合計	△281	－	2,318	△709	1,327	371	5,068
当連結会計年度末残高	2,729	△98	2,555	1,638	6,824	7,487	254,305

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	76社
主要な連結子会社の名称	Lantrovision (S) Ltd (株) T T K (株) ソルコム 四国通建(株) 西武建設(株) (株) ミライト・ワン・システムズ

当連結会計年度において、以下の通り連結の範囲が変更となっております。

- ・株式会社 T T K が、二ツ山建設株式会社の株式を取得したため、連結の範囲に含めております。
- ・MIRAIT Technologies Myanmar Co.,Ltd が解散したため、連結の範囲から除外しております。
- ・株式会社 ミライト 及び 株式会社 ミライト・テクノロジーズ は、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。
- ・Infilan Pte Ltd が解散したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称	MIRAIT PHILIPPINES INC.	他 1 社
連結の範囲から除いた理由	いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。	

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社の数	1 社
主要な会社等の名称	MIRAIT PHILIPPINES INC.
持分法を適用した関連会社の数	10 社
主要な会社等の名称	LBS Digital Infrastructure Corp.

当連結会計年度において、以下の通り持分法適用の範囲が変更となっております。

- ・新たに株式を取得した LBS Digital Infrastructure Corp. を持分法適用の範囲に含めております。
- ・西日本資材デックス株式会社は、吸収合併により消滅したため、持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称	(非連結子会社) DAIMEI SLK (PRIVATE) LIMITED
	(関連会社) 資材リンコム(株)

持分法を適用していない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………主として移動平均法による原価法

② 棚卸資産

未成工事支出金……………個別法による原価法

商 品……………移動平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

材 料 貯 蔵 品……………主として移動平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物並びにデータセンター事業に供する資産及び太陽光発電設備については、定額法を採用しております。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建 物 5～65年

その他 2～50年

2007年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

また、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間（10～20年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

なお、在外連結子会社については、国際財務報告基準に基づき財務諸表を作成しておりますが、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産の減価償却方法は定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ 役員賞与引当金

一部の連結子会社においては、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

⑤ 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、過去一定期間の補償実績率による算定額を計上しております。

⑥ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社においては、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑦ 株式報酬引当金

株式給付信託による当社株式の交付に備えるため、役員株式給付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債もしくは退職給付に係る資産として計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～15年）による定額法により費用処理しております。

・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5～20年間の定額法により償却しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

1. 請負工事契約

請負工事は電気通信工事等であり、請負工事契約を締結しております。

請負工事契約に係る収益については、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

進捗度の測定は、契約ごとに、期末日までに履行義務の充足のために発生した原価が、工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

請負工事契約に係る取引の対価は、顧客の検収が完了した後、概ね2ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

2. 物品販売

情報通信機器等の物品販売に係る収益については、商品の引渡により、顧客に当該商品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、商品の引渡時点で収益を認識しております。

なお、一部の情報通信機器や事務用品の販売については製造・出荷・配送の一連の作業が他の当事者により行われており、在庫リスク及び価格設定の裁量権を有しておりません。当該他の当事者により商品が提供されるように手配することが履行義務であるため、代理人として取引を行っていると判断しており、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

物品販売に係る取引の対価は、商品の引渡し後、概ね3ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

3. 受託業務

電気通信設備の保守点検等の受託業務に係る収益については、サービス又は役務提供の完了により、顧客に当該サービスに対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、サービス又は役務提供の完了時点で収益を認識しております。

受託業務に係る取引の対価は、役務提供完了後、概ね2ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、MIRAIT Technologies Australia Pty.Limited及びLantrovision (S) Ltd等の決算日は12月31日であり、連結決算日との差異が3ヶ月を超えないため、当該連結子会社の事業年度に係る決算書を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

② 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(会計上の見積りに関する注記)

1.一定の期間にわたり認識される完成工事高

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
完成工事高 128,742百万円

(2)会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

進捗度の測定は、契約ごとに、期末日までに履行義務の充足のために発生した原価が、工事原価総額に占める割合に基づいて行っており、工事収益総額に当該進捗度を乗じて、完成工事高を算出しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

・ 工事原価総額

工事契約ごとの実行予算に基づいて見積っております。実行予算の策定にあたっては施工方法や仕様内容、作業工程に応じて材料費や外注費等の単価や数量を積み上げて策定しております。また、工事着工後も継続的に実行予算に基づく工事原価の事前の見積りと実績を対比することによって、適時・適切に工事原価総額の見積りの見直しを行っております。

・ 工事収益総額

契約変更による取引価格の変更を含む顧客と約束した対価により見積っております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

工事原価総額及び工事収益総額の見積りは、工事仕様の変更、資材価格の変動、自然災害やパンデミック（世界的流行病）発生等による工事の中断、資材不足やサプライチェーンの寸断、実行予算策定時に顕在化していなかった事象の発生等の様々な要因により変動する可能性があり、その結果、翌連結会計年度の連結計算書類において、一定の期間にわたり認識される完成工事高の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2.工事損失引当金

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

工事損失引当金 809百万円

(2)会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、工事原価総額及び工事収益総額を見積り、将来の損失見込額を計上しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

・ 工事原価総額

工事契約ごとの実行予算に基づいて見積っております。実行予算の策定にあたっては施工方法や仕様内容、作業工程に応じて材料費や外注費等の単価や数量を積み上げて策定しております。また、工事着工後も継続的に実行予算に基づく工事原価の事前の見積りと実績を対比することによって、適時・適切に工事原価総額の見積りの見直しを行っております。

・ 工事収益総額

契約変更による取引価格の変更を含む顧客と約束した対価により見積っております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

工事原価総額及び工事収益総額の見積りは、工事仕様の変更、資材価格の変動、自然災害やパンデミック（世界的流行病）発生等による工事の中断、資材不足やサプライチェーンの寸断、実行予算策定時に顕在化していなかった事象の発生等の様々な要因により変動する可能性があり、その結果、翌連結会計年度の連結計算書類において、工事損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(当社及び一部の当社子会社の取締役及び執行役員に対する株式給付信託)

当社は、当社並びに当社子会社の取締役及び執行役員（社外取締役及び非業務執行の取締役を除きます。以下、併せて「当社グループの役員」といいます。）を対象に、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」を導入しております。

1. 取引の概要

当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社グループの役員に対して、当社グループ各社の取締役会が定める役員株式給付規程に従って、原則として当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であります。

なお、当社グループの役員が当社株式の給付を受ける時期は、原則として当社グループいずれかの役員退任時となります。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付帯する費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度期首528百万円、389千株、当連結会計年度末410百万円、303千株であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 偶発債務

債務保証

次のとおり債務保証を行っております。

従業員	住宅ローン	60 百万円
	計	60 百万円

2. 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高

顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の金額は、「(収益認識に関する注記) 2. (1) 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

3. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号 最終改正平成13年6月29日)に基づき、一部の連結子会社においては事業用の土地の再評価を行っております。なお、連結決算上必要な調整を行い、再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

(1) 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価額の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法によっております。

(2) 土地の再評価を行った年月日

2002年3月31日

(3) 再評価を行った土地の当連結会計年度における時価と再評価後の帳簿価額との差額

739百万円

4. 工事損失引当金

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は相殺せずに両建てで表示しております。

工事損失引当金に対応する未成工事支出金額 375百万円

5. 担保に供している資産

現金預金 43百万円

投資有価証券 3百万円

(注) 業務の履行を保証するために担保に供しているものであります。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 完成工事原価に含まれている工事損失引当金繰入額 180百万円

2. 研究開発費の総額 116百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(千株)	108,325	－	5,000	103,325
自己株式				
普通株式(千株)	9,360	3,143	5,086	7,417

(注) 1 発行済株式の株式数の減少5,000千株は自己株式の消却によるものであります。

2 自己株式数には、「株式給付信託」制度に関する株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式（当連結会計年度期首389千株・当連結会計年度末303千株）が含まれております。

3 自己株式の株式数の増加3,143千株は以下によるものであります。

市場買付による自己株式取得 3,142千株

単元未満株式の買取り請求による増加 1千株

4 自己株式の株式数の減少5,086千株は以下によるものであります。

自己株式の消却による減少 5,000千株

退職役員に対する株式給付による減少 86千株

単元未満株式の買増し請求による減少 0千株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月14日 定時株主総会	普通株式	2,980	30.00	2022年3月31日	2022年6月15日
2022年11月11日 取締役会	普通株式	2,943	30.00	2022年9月30日	2022年11月30日

(注) 1 2022年6月14日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金11百万円が含まれております。

2 2022年11月11日取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金9百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,886	30.00	2023年 3月31日	2023年 6月28日

(注) 2023年6月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金9百万円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余裕資金については安全性の高い、短期的な金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程に従い、信用調査資料等により取引先の信用力を適正に評価し、取引の可否を決定しております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握することにより管理を行っております。

長期借入金は株式取得資金の調達を目的としたものであります。長期借入金のうち、シンジケートローン契約によるものには、財務制限条項が付されており、当該条項に抵触し期限の利益喪失請求が行われた場合には、資金繰りの悪化により当社及び当社グループの将来の成長、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)完成工事未収入金	152,618	152,618	△0
(2)投資有価証券			
その他有価証券	8,856	8,856	—
資産計	161,475	161,475	△0
(1)長期借入金	30,011	30,011	—
負債計	30,011	30,011	—

(注) 1. 「現金及び預金」、「工事未払金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等

区 分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	8,976

非上場株式については、「(2)投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
完成工事未収入金	152,298	320	—	—
合 計	152,298	320	—	—

(注) 4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
長期借入金	—	30,011	—	—
合 計	—	30,011	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2023年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	8,856			8,856
資産計	8,856			8,856

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2023年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
完成工事未収入金		152,618		152,618
資産計		152,618		152,618
長期借入金		30,011		30,011
負債計		30,011		30,011

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

完成工事未収入金

一定期間ごとに分類し、その将来のキャッシュ・フローを、リスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,573円50銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 151円20銭 |
3. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。
1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当連結会計年度330千株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度303千株であります。

(企業結合等に関する注記)

(企業結合に係る暫定的な会計処理の確定)

2022年3月31日に行われた西武建設株式会社との企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。

この結果、暫定的に算定されたのれんの金額24,852百万円は、会計処理の確定により7,081百万円減少し、17,770百万円となっております。

また、前連結会計年度末における顧客関連資産は10,184百万円、繰延税金負債は3,102百万円それぞれ増加しております。

(連結子会社の吸収合併)

当社は2022年2月10日開催の取締役会の決議に基づき、2022年7月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社ミライト及び株式会社ミライト・テクノロジーズについて、以下のとおり当社を存続会社とする吸収合併及び商号変更をいたしました。

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

(吸収合併存続会社)

名 称：株式会社ミライト・ホールディングス

事業内容：電気通信工事、電気工事、土木工事、建築工事及びこれらに関連する事業を行う子会社及びグループ会社の経営管理等

(吸収合併消滅会社)

名 称：株式会社ミライト

事業内容：電気通信工事、電気工事、土木工事、建築工事及びこれらに関連する事業

名 称：株式会社ミライト・テクノロジーズ

事業内容：電気通信工事、電気工事、土木工事、建築工事及びこれらに関連する事業

(2) 企業結合日

2022年7月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社ミライト及び株式会社ミライト・テクノロジーズを消滅会社、当社を存続会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社ミライト・ワン

(5) その他取引の概要に関する事項

本合併は、グループ間の意思決定の一層の迅速化や経営体制の効率化、経営資源の集中などを通じてコスト削減を図り、収益力を一層強化することを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理いたしました。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(1)市場別

(単位：百万円)

	報告セグメント						
	ミライト・ワン	ラントロビジョン	TTK	ソルコム	四国通建	西武建設	ミライト・ワン・システムズ
環境・社会イノベーション事業	49,467	－	3,301	2,487	5,659	51,126	－
ICTソリューション事業	64,612	25,233	5,170	4,132	6,897	－	21,722
通信インフラ事業	175,557	－	29,818	27,264	11,536	－	－
外部顧客への売上高	289,637	25,233	38,290	33,884	24,093	51,126	21,722

	合計
環境・社会イノベーション事業	112,041
ICTソリューション事業	127,768
通信インフラ事業	244,177
外部顧客への売上高	483,987

(2)収益認識の時期別

(単位：百万円)

	報告セグメント						
	ミライト・ワン	ラントロビジョン	TTK	ソルコム	四国通建	西武建設	ミライト・ワン・システムズ
一時点で移転される財又はサービス	232,302	3,040	30,902	29,136	18,541	4,818	20,847
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	57,334	22,192	7,387	4,747	5,552	46,307	874
外部顧客への売上高	289,637	25,233	38,290	33,884	24,093	51,126	21,722

	合計
一時点で移転される財又はサービス	339,591
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	144,396
外部顧客への売上高	483,987

なお、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づくリース収益については、重要性が乏しいため、区分せず上表に含めております。

2. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

	連結貸借対照表計上額(百万円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	135,627
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	154,598
契約資産 (期首残高)	44,921
契約資産 (期末残高)	35,533
契約負債 (期首残高)	7,341
契約負債 (期末残高)	5,302

- (注) 1. 契約資産は、主として請負工事契約について期末日時点での進捗度に基づいて測定した履行義務の充足部分と交換に受け取る対価に対する権利のうち顧客との契約から生じた債権を除いたものであり、対価に対する当社グループの権利が当該対価の支払い期限が到来する前に時の経過だけが要求される無条件な状態となった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主として請負工事契約について顧客から対価を受け取っているものの履行義務を充足していない部分を認識しています。財又はサービスを顧客に移転する前に顧客から対価を受け取った場合に増加し、履行義務を充足することにより減少します。なお、契約資産は「完成工事未収入金」、契約負債は「未成工事受入金」に含めております。

2. 当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

3. 当連結会計年度に認識した収益のうち、期首現在の契約負債に含まれていたものは5,715百万円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格に関する情報

当連結会計年度末において、残存履行義務に配分した取引価格の総額は212,710百万円であり、主に請負工事契約に係る取引によるものであります。当該取引は契約の履行に応じ、今後概ね1年にわたって収益認識される予定です。

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得)

当社は、2023年5月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

- 1.自己株式の取得を行う理由
株主還元を充実させるとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため。
- 2.取得対象株式の種類
普通株式
- 3.取得する株式の総数
450万株(上限)
(発行済み株式総数(自己株式を除く。))に対する割合 4.7%)
- 4.株式の取得価額の総額
50億円(上限)
- 5.取得期間
2023年6月5日から2024年3月31日まで
- 6.取得の方法
東京証券取引所における市場買付

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当社及び一部の連結子会社は、豊洲ビル及び大阪第1データセンターについて不動産賃貸借契約に基づく退去時の原状回復に係る債務等を有しておりますが、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該資産に見合う資産除去債務を計上しておりません。

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	118,109
現金預金	6,172
受取手形	732
完成工事未収入金	81,243
未成工事支出金等	13,392
短期貸付金	7,318
未収入金	6,326
未収還付法人税	770
その他	2,154
貸倒引当金	△0
固定資産	214,168
有形固定資産	61,995
建物及び構築物	51,799
機械、運搬具及び工具器具備品	11,766
土地	21,184
リース資産	2,521
建設仮勘定	1,215
減価償却累計額	△26,492
無形固定資産	6,225
ソフトウェア	923
ソフトウェア仮勘定	4,183
その他	1,119
投資その他の資産	145,947
関係会社株式	137,489
投資有価証券	6,114
前払年金費用	305
繰延税金資産	737
敷金及び保証金	852
その他	566
貸倒引当金	△118
資産合計	332,278

科目	金額
負債の部	
流動負債	118,912
工事未払金	37,154
短期借入金	21,500
リース債務	442
未払金	1,892
未払費用	1,254
未払消費税等	1,626
未成工事受入金	743
預り金	49,954
工事損失引当金	251
賞与引当金	3,784
完成工事補償引当金	5
その他	300
固定負債	37,474
長期借入金	30,000
株式報酬引当金	271
退職給付引当金	5,306
その他	1,896
負債合計	156,386
純資産の部	
株主資本	173,739
資本金	7,000
資本剰余金	90,568
資本準備金	2,000
その他資本剰余金	88,568
利益剰余金	88,499
その他利益剰余金	88,499
繰越利益剰余金	88,499
自己株式	△12,329
評価・換算差額等	2,151
その他有価証券評価差額金	2,151
純資産合計	175,891
負債・純資産合計	332,278

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
完成工事高	173,812	
経営管理料	657	
関係会社受取配当金	7,980	182,449
売上原価		
完成工事原価		156,285
売上総利益		26,164
販売費及び一般管理費		13,332
営業利益		12,832
営業外収益		
受取利息	112	
受取配当金	132	
保険解約返戻金	159	
不動産賃貸料	141	
その他	116	662
営業外費用		
支払利息	142	
為替差損	141	
支払手数料	173	
その他	61	518
経常利益		12,975
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	56,299	
その他	6	56,305
特別損失		
固定資産除却損	42	
事業再編費用	216	
その他	2	261
税引前当期純利益		69,019
法人税、住民税及び事業税	1,208	
法人税等調整額	△166	1,041
当期純利益		67,978

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

株主資本等変動計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当事業年度期首残高	7,000	2,000	96,963	98,963	26,446	△15,844	116,565
当事業年度中の変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	△5,924	-	△5,924
当期純利益	-	-	-	-	67,978	-	67,978
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△4,998	△4,998
自己株式の処分	-	-	△0	△0	-	118	118
自己株式の消却	-	-	△8,394	△8,394	-	8,394	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当事業年度中の変動額合計	-	-	△8,394	△8,394	62,053	3,514	57,173
当事業年度末残高	7,000	2,000	88,568	90,568	88,499	△12,329	173,739

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当事業年度期首残高	-	-	116,565
当事業年度中の変動額			
剰余金の配当	-	-	△5,924
当期純利益	-	-	67,978
自己株式の取得	-	-	△4,998
自己株式の処分	-	-	118
自己株式の消却	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,151	2,151	2,151
当事業年度中の変動額合計	2,151	2,151	59,325
当事業年度末残高	2,151	2,151	175,891

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……主として移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……個別法による原価法

商 品……移動平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

材 料 貯 蔵 品……移動平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物並びにデータセンター事業に供する資産及び太陽光発電設備については、定額法を採用しております。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建 物 5～65年

その他 2～50年

2007年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、過去一定期間の補償実績率による算定額を計上しております。

(5) 株式報酬引当金

株式給付信託による株式の交付に備えるため、役員株式給付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～15年）による定額法により費用処理しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

①請負工事契約

請負工事は電気通信工事等であり、請負工事契約を締結しております。

請負工事契約に係る収益については、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

進捗度の測定は、契約ごとに、期末日までに履行義務の充足のために発生した原価が、工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

請負工事契約に係る取引の対価は、顧客の検収が完了した後、概ね2ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

②物品販売

情報通信機器等の物品販売に係る収益については、商品の引渡により、顧客に当該商品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、商品の引渡時点で収益を認識しております。

なお、一部の情報通信機器や事務用品の販売については製造・出荷・配送の一連の作業が他の当事者により行われており、在庫リスク及び価格設定の裁量権を有しておりません。当該他の当事者により商品が提供されるように手配することが履行義務であるため、代理人として取引を行っていると判断しており、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

物品販売に係る取引の対価は、商品の引渡し後、概ね2ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

③受託業務

電気通信設備の保守点検等の受託業務に係る収益については、サービス又は役務提供の完了により、顧客に当該サービスに対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、サービス又は役務提供の完了時点で収益を認識しております。

受託業務に係る取引の対価は、役務提供完了後、概ね2ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

また、子会社からの経営管理手数料及び業務委託料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1.一定の期間にわたり認識される完成工事高

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

完成工事高 26,617百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結計算書類「(会計上の見積りに関する注記) 1.一定の期間にわたり認識される完成工事高」に同一の内容を記載しているため記載を省略しております。

2.工事損失引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

工事損失引当金 251百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結計算書類「(会計上の見積りに関する注記) 2.工事損失引当金」に同一の内容を記載しているため記載を省略しております。

(追加情報)

(当社及び一部の当社子会社の取締役及び執行役員に対する株式給付信託)

「連結注記表(追加情報)」に同一の内容を記載していますので、記載を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1.偶発債務

債務保証

次のとおり債務保証を行っております。

従業員	住宅ローン	60 百万円
計		60 百万円

2.関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権

8,870百万円

短期金銭債務

70,540百万円

3.顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高

顧客との契約から生じた債権

68,362百万円

契約資産

13,613百万円

4.工事損失引当金に係る未成工事支出金

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

工事損失引当金に対応する未成工事支出金額 79百万円

(損益計算書に関する注記)

1.完成工事原価に含まれている工事損失引当金繰入額	48百万円
2.研究開発費の総額	74百万円
3.関係会社との取引高	
完成工事高	2,443百万円
完成工事原価	84,622百万円
販売費及び一般管理費	956百万円
営業取引以外の取引高	382百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	9,360	3,143	5,086	7,417

- (注) 1. 自己株式数には、「株式給付信託」制度に関する株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式（当事業年度期首389千株・当事業年度末303千株）が含まれております。
2. 自己株式の株式数の増加3,143千株は以下によるものであります。
- | | |
|-------------------|---------|
| 市場買付による自己株式取得 | 3,142千株 |
| 単元未満株式の買取り請求による増加 | 1千株 |
3. 自己株式の株式数の減少5,086千株は以下によるものであります。
- | | |
|-------------------|---------|
| 自己株式の消却による減少 | 5,000千株 |
| 退職役員に対する株式給付による減少 | 86千株 |
| 単元未満株式の買増し請求による減少 | 0千株 |

(税効果会計に関する注記)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
退職給付引当金	1,624
賞与引当金	1,158
投資有価証券評価損	310
資産除去債務	260
未払社会保険料	201
その他	972
繰延税金資産小計	4,529
繰延税金資産引当額	△1,051
繰延税金資産合計	3,477
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△959
固定資産評価差額	△502
固定資産圧縮積立金	△358
買換資産圧縮積立金	△274
資産除去債務に対応する除去費用	△230
その他	△415
繰延税金負債合計	△2,740
繰延税金資産負債の純額	737

2.法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社名	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)TTK	直接100.0	経営管理の受託 資金の貸借 役員の兼任	資金の預り	5,435	預り金	3,651
子会社	(株)ソルコム	直接100.0	経営管理の受託 資金の貸借 役員の兼任	資金の預り	7,731	預り金	8,803
子会社	西武建設(株)	直接 95.0	経営管理の受託 資金の貸借	資金の預り	16,003	預り金	8,210
子会社	(株)日設	直接 95.0	経営管理の受託 資金の貸借	資金の預り	3,408	預り金	2,602
子会社	東電通アクセス(株)	直接100.0	経営管理の受託 資金の貸借 外注先	資金の預り	3,502	預り金	3,585

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
資金の貸借の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3. 預り金の一部については、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による取引であり、取引金額については期中平均残高を記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 1,833円97銭
- 1株当たり当期純利益 695円34銭
- 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。
1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当事業年度330千株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当事業年度303千株であります。

(企業結合等に関する注記)

(連結子会社の吸収合併)

当社は2022年2月10日開催の取締役会の決議に基づき、2022年7月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社ミライト及び株式会社ミライト・テクノロジーズについて、以下のとおり当社を存続会社とする吸収合併及び商号変更をいたしました。

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

(吸収合併存続会社)

名 称：株式会社ミライト・ホールディングス

事業内容：電気通信工事、電気工事、土木工事、建築工事及びこれらに関連する事業を行う子会社及びグループ会社の経営管理等

(吸収合併消滅会社)

名 称：株式会社ミライト

事業内容：電気通信工事、電気工事、土木工事、建築工事及びこれらに関連する事業

名 称：株式会社ミライト・テクノロジーズ

事業内容：電気通信工事、電気工事、土木工事、建築工事及びこれらに関連する事業

(2) 企業結合日

2022年7月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社ミライト及び株式会社ミライト・テクノロジーズを消滅会社、当社を存続会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社ミライト・ワン

(5) その他取引の概要に関する事項

本合併は、グループ間の意思決定の一層の迅速化や経営体制の効率化、経営資源の集中などを通じてコスト削減を図り、収益力を一層強化することを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理いたしました。

子会社株式の帳簿価額と合併に伴う受入純資産との差額は、損益計算書上の特別利益として、抱合せ株式消滅差益56,299百万円を計上しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得)

「連結注記表 (重要な後発事象に関する注記)」に同一の内容を記載しておりますので、記載を省略しております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社ミライト・ワン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長崎 康行
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 圭司
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中村 孝平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミライト・ワン（旧会社名 株式会社ミライト・ホールディングス）の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミライト・ワン（旧会社名 株式会社ミライト・ホールディングス）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社ミライト・ワン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長崎 康行
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 圭司
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中村 孝平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミライト・ワン（旧会社名 株式会社ミライト・ホールディングス）の2022年4月1日から2023年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、2022年6月14日に開催されました第12回定時株主総会の決議により、当社は同年7月1日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしましたので、2022年4月1日から2022年6月30日までの監査につきましては、監査役及び監査役会が実施してきた監査内容を監査等委員会が引き継ぎ、監査の方法及び結果を確認の上、当事業年度の監査報告としております。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、グループ社長会議・経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社連結子会社㈱ソルコムは、広島県又は広島市が発注するコンピュータ機器の入札に関して、独占禁止法違反に該当するとして2022年10月公正取引委員会から排除措置命令を受けました。㈱ソルコムは2022年12月、公正取引委員会に対し措置報告書を提出し、2023年1月に同委員会から措置報告内容了承との連絡を受けているところですが、監査等委員会は、ミライト・ワングループ全体として、法令遵守の徹底及び従業員の意識改革とコンプライアンス体制強化の継続的な取り組みが行われていることを確認しており、引き続き、これらの取り組み状況について、監視・検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

株式会社ミライト・ワン 監査等委員会

常勤監査等委員 山本 康裕 ㊟

常勤監査等委員 青山 幸二 ㊟

監査等委員 関 裕 ㊟

監査等委員 勝丸 千晶 ㊟

(石川 千晶)

監査等委員 末森 茂 ㊟

(注) 監査等委員関裕、勝丸千晶（石川千晶）及び末森茂は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

株主総会会場 ご案内図

会場 株式会社ミライト・ワン 7階会議室
〒135-8111 東京都江東区豊洲五丁目6番36号
(豊洲プライムスクエア内)



交通のご案内

- 東京メトロ 有楽町線 豊洲駅 6 a 出口から徒歩約3分
- ゆりかもめ線 豊洲駅から徒歩約3分

(注) 駐車場及び駐輪場の用意はいたしておりませんので、お車等でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



株式会社 ミライト・ワン

<https://www.mirait-one.com/>



環境保全のため、
植物油インキを使用して
印刷しています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。